

第四百四回 参議院科学技術特別委員会會議録第九号

昭和六十一年五月十四日(水曜日)
午後一時三十六分開会

委員の異動

五月十二日
辞任
吉川 芳男君
吉村 真事君
松前 達郎君
五月十四日
辞任
福田 宏一君
補欠選任
工藤万砂美君

出席者は左のとおり。
委員長 馬場 富君
理事 岡部 三郎君
志村 哲良君
稲村 稔夫君
塩出 啓典君

委員

岩動 道行君
工藤万砂美君
後藤 正夫君
竹山 裕君
林 寛子君
藤井 孝男君
安田 隆明君
片山 基市君
伏見 康治君
佐藤 昭夫君
山田 勇君
稲村 稔夫君

政府委員

科学技術庁長官 河野 洋平君
官房長 矢橋 有彦君
科学技術庁原子力局長 中村 守孝君
科学技術庁原子力安全局長 辻 栄一君
科学技術庁原子力安全局次長 堀田 俊彦君
事務局側 常任委員会専門員 野村 静二君

説明員

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電課長 上村 雅一君
資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全管理課長 神田 淳君

本日の会議に付した案件

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(稲村稔夫君外三名発議)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(馬場富君) ただいまから科学技術特別委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
去る十二日、松前達郎君、吉川芳男君、吉村真事君が委員を辞任され、その補欠として片山基市

君、後藤正夫君、福田宏一君が選任されました。
また、本日、福田宏一君が委員を辞任され、その補欠として工藤万砂美君が選任されました。

○委員長(馬場富君) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○稲村稔夫君 私は、ただいま御提案をされておりますこの原子炉等規制法案の内容についていろいろとお伺いをしています前に、この法案を今なぜ審議をしなければならぬのか、そういう観点もございまして、前提条件になることについて若干お伺いをしたいというふうに思っています。
そこで、最初に廃棄物を主力として出される商業用原発の監督官庁である通産省にお伺いをしたいと思ひます。

原子力発電所から出てまいります放射性固体廃棄物の内容についてあらかじめ資料としていただいておりますけれども、この点で若干お伺いしたいと思ひます。原子力委員会等のあれでも、その他のいろいろ新聞等に書かれてあるものの中にも、原発の廃棄物は大体ドラム缶にして約五十万本くらいがたまっているということが書かれてあるわけでありまして、ドラム缶の内容に換算をしてということでありまして、これを具体的にさらに本場にドラム缶に入っているものと、それからドラム缶以外のものというふうに分けて、それぞれどの程度あるんだらう、こういうことに相なるわけでありまして、

そこで、出された資料の中では、「濃縮廃液等(二百ドラム缶本数)」とこう書いて、例えば東

海発電所、東海第二発電所、これが二万七千三百十五本、以下福島第一原発なんかの二十一万一千五百九十本というのが非常に大きいですが、こんなふうにしてずつと数字が出されております。これは「濃縮廃液等」となっておりますが、廃液だけではないんですね、「等」ですから。そうすると、そのほかのものというのはどういふものがあるのでしょうか。

○説明員(神田淳君) ドラム缶に入っているものとして濃縮廃液のほか紙類、衣類等の雑固体、それからいわゆる金属片、こういったものがござい

○稲村稔夫君 これは私もちょっとうる覚えのことを申し上げて大変恐縮なところでありますが、福島原発へ行つたときでしたか、あるいは浜岡のときでしたか、かなり紙類とかその他のもので焼却をしているという話を聞きましたけれども、その辺はどんなふうになっていきますか。

○説明員(神田淳君) 焼却やそれから減容技術というのが最近出てきているわけでありまして、焼却や減容いたしましてそれで灰になったものとか、そういうのをドラム缶に詰めているわけでございます。

○稲村稔夫君 それからさらに、その中で内訳といたうのはそれぞれわかるんですか、廃液の部分とそれからそういう雑何とかと言いましたね、そういうもの。

○説明員(神田淳君) ちょっと手元に正確な数字は持っていないんですが、濃縮廃液のものと金属類のものとそれから紙や布類、大体同じぐらいの数でございまして記憶しております。
○稲村稔夫君 それは各発電所に三分の一くらいずつあるということになるわけですね。
○説明員(神田淳君) はい。
○稲村稔夫君 そしてその濃縮廃液というのは、

いわゆるドラム缶の中に入れてコンクリート固化とか何とか言われてきたそのものですか。

○説明員(神田淳君) 詳しい資料を申し上げます。

濃縮廃液の数が十二万二千二百二十九個、それからほぼ同じものと申し上げたものが、いわゆる衣類や紙やそういったものや金属片が入っているもの、いわゆる難燃体と申し上げますが、難燃体のうち可燃物のものといわれる難燃物、不燃物のものと分けておりました、可燃物難燃体のものを処理したものが十五万一千三百十個、それから難燃物、不燃物これが十二万五千五百九十九個でございます。

○稲村稔夫君 それでは今の濃縮というのはどういう形状なんですか。

○説明員(神田淳君) 濃縮廃液をセメント固化したものが十二万二千二百二十九……

○稲村稔夫君 これがセメント固化したものですね。

○説明員(神田淳君) そうでございます。それから難燃体のうち可燃物を処理してセメント固化したものが十五万一千三百十個、それから難燃物、不燃物の入っているものが十二万五千五百九十九個となっております。

○稲村稔夫君 それから福島第一原子力発電所だけが総合して二十一万一千五百九十本、あとのところはみんな三万本以下ですね。そうするとここだけが物すごく多いんですけれども、これはどういう理由ですか。

○説明員(神田淳君) まず第一の理由は、福島第一原子力発電所は一号機から六号機まで全部稼働しておりました。発電所の数が多い、そのトータルがここに出てくるというのと、それから運開年月が福島第一は非常に早かったもので、それから過去のものからの蓄積が大きいと、これが二点。それから技術開発によりまして最近のプラントはできるだけ廃棄物を少なくする処理技術を開発しております、それが福島第一発電所では古いものであるから最近のものは少なくなっていないという

ことでございます。

○稲村稔夫君 それから次に、フィルタースラッジそれからイオン交換樹脂といったものは、これはドラム缶保存ではなくて別の形態で保存しているわけですね。どういう形で保存しているんですか。

○説明員(神田淳君) 貯蔵タンクに入れて保存しております。

○稲村稔夫君 貯蔵タンクというのは、それは液体ではないわけでしょう、固体ですね、固体廃棄物ですね。だから、それはそのままのタンクに直接入れてという形になるわけですか、それともまたドラム缶のような形になるわけですか、それともまたドラム缶のような形を固くして固くするとか、とかというようなことをしているんですか。

○説明員(神田淳君) 貯蔵タンクの中に直接保存しております。

○稲村稔夫君 タンクというのはどういう材質のもので、そしてどういう留意をしながら管理をされているものなんですか。

○説明員(神田淳君) 材質まで手元に資料がなく、ちよつと今申し上げられませんが、廃棄物処理建屋にあるタンクでございますので、放射性廃棄物を含む大事なタンクでございますので非常に入念に管理していると理解しております。

○稲村稔夫君 これは今も答えの中にあります、放射能を帯びたものということになるわけですから、厳重な管理をされる、それで廃棄物の建屋の中につくられている、こういう話でありますけれども、これは廃棄物として扱うときには低レベルの中に入るものなんですか、それとも別な扱いになるものなんですか。

○説明員(神田淳君) 低レベルに入ります。

○稲村稔夫君 そうすると、これはドラム缶の場合のものに比べてどの程度の違いがあるんでしょうか。

○説明員(神田淳君) 例えば福島第一発電所の例をとって見ますと、サンプルテストで推定できるわけですが、濃縮廃液による固体廃棄物に含まれる放射能量というのは大体八百キュリー程度、そ

れからフィルタースラッジに含まれるものは五キュリー程度、それから福島第一はイオン交換樹脂はございませぬが、あるところの発電所をとってみますと、例えば島根発電所では二キュリー程度と推定されております。固体ということですから、濃縮廃液よりは少ないレベルというふうには理解してよろしいかと思ひます。

○稲村稔夫君 それでは大体ここへ出された資料のものについてはある程度わかりましたが、これ以外にまだ何か廃棄物というのがありますか。

○説明員(神田淳君) またBWRの発電所でチャネルボックスを使用した後のものがございします。これは使用済み燃料プールの、またはサイドバンカーに貯蔵、保管しております。

○稲村稔夫君 そうするとこのチャネルボックスというのは、これは廃棄物となるときはどんな形で廃棄物として、例えばこれを、本法案が通るか通らないかは別にしても、できたときにも持ち出すとしたら、これはどういう形で持ち出されるようなものになるんですか。

○政府委員(辻栄一君) 今通産省の方から御説明申し上げましたような原子炉内の構造物、通常中レベルという通称で申しておりますが、これは発電所内にプールをつくりまして、そこに水をたたえてその中に保管しているというのが現状でございます。ただ、量的には今まだそれほどたまっていないわけではございませんので、具体的な本格廃棄の計画はないわけでございます。具体的な計画はまだプロジェクトとして出てはおりませんけれども、そういったものもともと原子炉圧力容器内にありましてかなり高度に放射化されているという物体でございまして、これについては現在の段階では、もし外に排出する、どこかにあれるとすれば埋設というふうなことでおぼつかないといふ悪かろうと思ひます。当面もそういうプロジェクトができれば、今回の法律案では廃棄物の管理の事業の方で堅固な施設の中に置いておくというところが一応考えられますけれども、具体的にそういうプロジェクトはまだ出てきておらないとい

う状況でございます。

○稲村稔夫君 それではそれはわかりました。そうすると、それぞれの発電所で今後こうしたもの貯蔵は大体いつまでくらくらいできるか、限度というのはどのくらいまで見ていけるかというのはいかがいしますか。

○説明員(神田淳君) 六十一年の二月末の資料でございますが、貯蔵量として四十二万三千本、それに対して現在ある貯蔵設備は、七十万六千六百本分貯蔵できる設備が現在ございます。毎年大体約五万本程度行きますから、これから計算すると大体現在の貯蔵設備ではどれくらい貯蔵できるか計算できるという状況でございます。

○稲村稔夫君 それは発電所ごとによつて、敷地の面積の問題であるとか、先ほどの福島とほかのところの違いみたいなそういう場合もあるでしょうね。旧式か新式かというふうな違いとか、いろいろなことが錯綜してきて今の総体の話というのになつたんだと思ひますけれども、それは各発電所ごとに結構違いがあると思ひますが、どうでしょう。

○説明員(神田淳君) もちろん各発電所ごとに違ひます。それから古い発電所では増設をほとんどしていません。原子力発電所のサイト自身は面積として非常に広うございしますから、増設できる面積は十分ございします。例えばサイトごとの違いを二、三挙げますと、福島第一発電所では二十二万あるところ容量としては約三十万本、それから福島第二の方では九千三百本しか出ていないんですが、容量としては三万二千本あるとか、こういうふうなサイトによつて違いがございします。

○稲村稔夫君 それから次に、この濃縮廃液等のドラム缶のあれにつきましては、それぞれ核種ごとのデータというのはとっておりませんか。

○説明員(神田淳君) 核種ごとに十分測定はしております。一部サンプルテストと濃縮廃液をドラム缶詰めする前に核種ごとに分析するというのは最近になってやり始めた。それから推定では出ていますが、十分な核種ごとの実績

は現在のところ出ておりません。

○稲村稔夫君　そうするとちよつとわからないんですが、最近のものはドラム缶に詰め込む前に測定をして、そしてそれを今度はドラム缶に入れてその保存の処置をとる、こういうふうな最近のものはなっているということですね。そうすると、その前のものというのはどういうことになるんですか。最近のものというのは、最近もいつごろからというふうながあると思うんですけども。

○説明員(神田淳君)　ちよつと最近もいつごろからというデータを持ってないわけですが、最近も全部ではなくてサンプルテストでございまして、サンプルで集計し分析してドラム缶に詰めているという状況にあります。

○政府委員(辻栄一君)　ただいまの御質問に關して補足説明をさせていただきます。

発電所全体の状況については私もより通産省の方がよく御存じであろうかと思ひますけれども、先般衆議院の御質問にもございましたので、私も関西電力の美浜発電所についてどうであるかということとを調べてみました。これは五十二年四月とそれ以前とでやや廃棄物管理のやり方が違ふということとでございまして、五十二年四月以前につきましては、ただいま通産省から御説明ございましたように、中に詰める核種分析はまだやっておらなかつた。したがってドラム缶に詰めておるんですけれども、それについては、記録といましてはドラム缶に詰めた後のその日付であるとかあるいは表面線量率であるとか、こういったようなものの記録しかないようでございます。

五十二年四月以降、例えば一つの廃液の集合体がありますればそれをまとめて、これを使ってドラム缶に固化するわけでございます。コンクリート固化するわけでございますが、そのときにその一つの液体をサンプリングテストする、そして核種分析をいたします。関西電力の場合には大体八核種について核種分析をやりまして、その一つのロットについての核種分析をやる、そしてそのデータを固体化体のナンバーとともに、別途記録用紙

をつくりまして記録して保存してある、こういうような――失礼いたしました。八核種ではなくて十一核種でございますが、そういったような扱いを五十二年四月以降しているということでございます。このやり方については恐らく各発電所それぞれ違つていっていると思ひます。

○稲村稔夫君　そうしたら、私の方も事前の要求の中には美浜一号炉のTRUの關係がありましたので、十年ほど前の問題、その後の経過というものの等も含めてのことですが、資料としていただいたものがありませんけれども、今のお話はまた改めて資料としていただけますか。

○政府委員(辻栄一君)　ただいま私の御説明の範囲内でございましたら資料として提出させていただきます。

○稲村稔夫君　それじゃ資料としてよろしくお願いいたします。

そして、これまで通産省あれですが、そうすると大体が今美浜の例でいけば五十二年の四月以前のものはわからない。それから以降のものについてはサンプリングで測定をして、それから固化するして保存しておるといふ話なんです、それは各発電所大体みんなそうでしょうが、時期が多少ずれがあるかもしれないけれども、そうするとそれは測定値についてのデータというのはいただけですか。

○説明員(神田淳君)　調べまして提出したいと思ひます。

○稲村稔夫君　ちよつと大事なことで、私どもは対案を出してはいますけれども、対案の中では廃棄物という言葉を使わずに廃棄物という言葉を使つていろいろ問題があると思つておるからなんです、要するに廃棄物として取り扱つていくということになるわけでありまして、それがどういふものなのかというのをやつぱり私もよく知りたいというふうな思ひますので、ぜひその測定についてのデータをお願いしたいと思ひます。

○政府委員(辻栄一君)　やや心配になりましたので申し上げますが、非常に数が多いでございますので、これまでのものの全部と言われるとなかなかこれは難しいのではないかとふうに心配をされるのでございますが、例示的ということで御理解をさしていただければよろしいと思ひます。

○稲村稔夫君　少なくとも発電所から持ち出しをして処理をしなければならぬ、保管にしてみても埋設にしてみても。そういうものについての判断が必要なので、その判断に資することのできるデータというのとして欲しいということです。

○説明員(神田淳君)　その判断に資するデータといたしまして、安全局長が申し上げたとおりで、全部というのはなかなか大変でございますので、判断に資するデータということで一部サンプルを檢討したいと、先生と御相談させていただきたいと思ひます。

○稲村稔夫君　それはサンプルで理解できるかどうかという問題もありますけれども、私はここでサンプルでいいということでも言いません。なぜかといつたら、サンプルでそういう判断をしてよろしいかどうかということ、やつぱり具体的にに見せていただいたものの中になければ私の方でも判断ができないということになります。少なくとも廃棄物を処置しようということと法律をつくって、提出をして審議ということになつておるわけなんです、それから、そういう意味でいけば、仮に大変膨大な資料になるとしても、私は一番誠意がある方法としていけば、そういうすべてのデータもまたえらるるように対応していただくというのが一番正しいと思ふんです。それがやみくもにただデータさえあればよろしいというものではございません。そういうことで十分に説明ができるような、そういうサンプルのデータが出てくるならばそれは私の方も納得することがあるかもしれない、それはとにかく出していただくということとをまずやっていたかかないことにはちよつと

審議のしようがないじゃないですか、そういう形では、そういう面では。

○政府委員(辻栄一君)　実は法令の審査との關係におきまして、御指摘の件についても衆議院で資料要求がございまして意見交換をさせていただいたわけでございますが、基本的に私もこれから埋設事業の方に持ち込もうとするのは、主力といましてはこの法律ができた後の新しくできる廃棄物、これが主力でございます。過去既に残つておるものについては、ただいま申し上げましたようなことで記録がきちつとしておると。そしてその記録から私も判断いたしまして、新しい埋設の基準に適合するということが認められるようなものに限つて既存のものについては埋設を認め、こういうシステムをやらしていただきたいということとで申し上げたわけでございます、個々具体的に今まで残つておるものが基準に適合しているかどうかという問題につきましては、實際この法律でできております確認機関が確認をした上でやるということとでございまして、個々全体を出せと言われまして非常にボリュームが多々ございます。

ただ、そういう考えもございまして、幾つかの資料を例示的に御見せして、例えばこういうものは合格になります、あるいはこういうものは不合格になるかもしれないというふうな意味での資料の提示はさせていただいて差し支えないのじやないかと思ひますが、これは資料を持つておるの電力会社でございますので、電力会社の了解もとつなければなりません。そういうこととで、そういったようなことが大体御判断できるような形で資料提出は努力させていただきたいと思ひますけれども、全部について出せということであると今ここではお約束することはできないということとでございまして。

○稲村稔夫君　局長の言われることも私はわからぬわけじゃないのです。だからやばを言つていふつもりではないのです。ただ、私が納得できるかどうかというのはいかなにか、またそのデータの

昭和六十一年五月十四日
【参議院】

四

御説明をいただいてということではいかなければわからぬと言ったのは、例えば人間の運転をしていろいろ発電所なんですから、機械のことなんですから、時系列によつていろいろな違いが出てくることとがあります。それから例えばここでも美浜の例がありますよ、前に衆議院でも出された。そういうことによつてかなり廃棄物の内容の中にもいろいろと変化が出てくることもあり得ます。そうするとそういう時系列ごとの違いというのが出てくることとがあります。それから発電所ごとに型式の違いであるとか新しい古い、いろいろな形の中でやつぱり出てくることあるのですよ。そういう違いがいろいろあるわけです。

そういう違いもひつくくつて全体でこれだといふこと、それが納得できるのかどうかといふことだつて、それはやっぱり心配になりますよ。ですから、そういうことがわかるような資料をお出しただけあればあるいは納得するかもしれないといふことで、ここでは資料の内容を仮定でもつて幾ら議論していても仕方がありませんので、いづれにしてもその判断をするための資料はお出しただけといふこと、それは確認できますか。

○政府委員(辻栄一君) 早期に検討させていただきます。

した。

そうすると、私はこれから先いろいろと議論をしていかなければならない問題点が非常にあると思うだけに、なぜここで急いで本法案のようなものを提起されたのか、本当にふん詰まりでどうにもならぬからということと提起をされたのであればそれなりの受けとめ方をして議論をしなければなりませんし、だけれども今のこれでいくとかなりまだそういう意味で言ったらもうちょっといろいろな面で検討する時間があつても差し支えないような気もするのですけれども、その辺のところを御説明いただきたい。

○政府委員(中村守孝君) 先ほども通産省の方からお話がございましたが、発電所の敷地は確かに広くございまして、したがいましていわゆる保管という形で発電所の中に保管するだけの余裕はあるわけでございます。しかし、いづれにいたしましても廃棄物につきましては保管という形態では最終的な形にならないわけでございますので、特に低レベル廃棄物につきましては既に技術の見通しも得ておるわけでございますし、それからそういうものは早急に処分をしてほしい、いつまでも発電所の中に置いておくということにつきましてはいろいろな御批判もございます。

○稻村稔夫君　それでは、通産関係については今のあれが出てきてからの議論がまたいろいろと出てくると思いますが、きょうのところはその程度ということにさせていただきますかと思ひます。

それで、今度は科学技術庁に伺いたいことの最初は、これも内容に入ります前に、今の通産省からのお話をいろいろと伺つておりました中で、現在ある貯蔵施設で大体倍まではいきませんけれども、約一・五倍くらいいかなでしようかというような程度のアレがあります。大体五万本くらいずつ毎年貯蔵しなければならぬということになるわけでありまして、現在ある施設でそうであつて、さらに敷地はかなり広いわけですから増設がいろいろとできる、福島原発の例などとも言われながら増設ができる、こういう話をしておられま

そういったらもうものごとを勘案いたしました。そういう最終的な貯蔵という形になりますれば、これを一カ所に集中してやるのが効率的でもあるし、そういうことについての技術的な見通通し、体制的にもそういうことが可能ということであれば、やはりこの原子力発電のシステムを完成するということの意味からも、一刻も早くそういう最終貯蔵所というものをつくって、そういったところに埋設する、あるいは保管、埋設の前の保管という形をとるということが必要なわけでございます。漫然と、できるからということで発電所の中に貯蔵しておくということでは済まない問題と思っております。そういう意味で廃棄物処理処分の体制を確立するということを全体の原子力発電システムを完成する上で一刻も早く

つくり上げたい、こういうことで事を進めてまい
ったわけでございます。

○稲村稔夫君 原子力局長が一生懸命早く何とか
しなきゃならないと、そういう置かれたお立場で
の気持ち、そういう気持ちに追い込まれるという
こともわからぬではないのですけれども、しかし
これは六ヶ所の、核燃料サイクルのその中の一環
としてこれを進めようということになっているわ
けでしょう。それは自治体サイドのところのお話
はいろいろとついているということでしょうが、
まだかなり地元でも反対をしている人たちがいま
す。その辺のところを最終的にきちんと建設工事
にかかれるような段取りにいくにはまだちょっと

時間がかかつてゐるわけでしよう。　　そういう準備が、違ふ言い方をすれば準備が整つてから議論をしても国会でこれが二年も三年もたなざらしになつて、たなざらしと言うとおかしいけれども、そういう形になつていくという見通しだから、今のうちからやるといふのだつたらそれもまた一つの手でしようけれども、しかし全体の進捗状況から考えていつたら、仮に僕の方が百歩譲つて、こういう法案の審査が提起をされたのは、これはやむを得ないなと思えるような状況といふのはまだなつてないと思うのです。今の地

元との関係だと反対運動だとか、十分納得でききつていないのじゃないですか。

○政府委員（中村守孝君） 廃棄物の処理処分対策につきましましては、原子力委員会においても前々から議論をしてきたところでございまして、別に六ヶ所村の土地が決まってから廃棄物の処分をそこへ持っていくこう、こういうことをにわかによつていふということではございませんで、その前から原子力委員会で議論いたしまして、やはり低レベル廃棄物等につきましては施設外、事業所外に集めて処分をする、最終的貯蔵をするということとして処分をする、最終的貯蔵をするということが全体の廃棄物の処理処分システムを確立する上で必要であるということ原子力委員会の中でもコンセンサスを得まして、その方向で私ども指導してまいったところでございます。

幸いなことに、場所といたしましても青森県の下北半島六ヶ所村にそういう土地も得られるというところでございまして、地元との関係におきましても、地元の知事を初め関係各位の御了解が得られ、そこをいわばこの施設の場所として現在調査を進めておる段階でもございしますし、むしろ体制的にそういうことをきちんとするためには、今回ぜひとも法案において安全の責任というものを明確にすることがこのことを円滑に進める上でぜひ必要であるということで法案の審議をお願いしているわけでございます。

○稲村稔夫君 私は、今の局長の言われていることとにあえて疑義をずっと挟んでいますのは、いろ

いるな点でもっと煮詰めが済まなければいけないものがあるんじゃないですか、そういうもの、例えばの例で地元の関係の反対の皆さんのところの問題だとか、そういうことも申し上げたんですよね。中でどうしてもだめだと言う人たちがいたら強行突破までするんですかというようなこと、いよいよの土壇場になればそういう問題もみんな含まれてくるわけですから、だから煮詰めの問題とというのはいろいろと詰めていってからでもやれること。だから、やりたいということを含めてはいいんじゃないかと言っているんじゃないか

です。
要するに、やるとしたらもつと詰めるべきところを詰めておいてからでもいいのではないかという観点で物を言っているんで、だからそういう面でもまたこれから私は今回のこの法案の中で、特に政令や総理府令等について伺っていきたいというふうに思っているんです。それで、そのところまで詰められていくのかということもやっぱりこれ議論をしなきゃならぬ問題だと思っております。

そこで、法案の中に入らさせていただきますが、この法案の中に今申し上げたように政令事項とそれから総理府令で規定をする事項とかというのがたくさんあるわけで、政令は二つですか、三つですかぐらいしかありませんが、あとは総理府

令というのは随分たくさんあります。それで、一応私の方もそれに対する考え方についての一覧表をいただきまして、しかしこれではちっとも明確になっていない部分ばかりでございますので、それでこれからお伺いを順次していきたいというふうに思っております。

その第一は、五十一條の二の第一項の一号、このところで、政令で「廃棄物埋設の事業の許可を受けて埋設を行う放射能濃度の低い廃棄物の範囲を定める」ということになっているわけで、その内容を「具体的には」と書いてあるんですけれども、ちょっと読んでみますと、「その範囲として、原子力安全委員会の報告書「低レベル放射性固体廃棄物の陸地処分安全規制に関する基本的考え方」について（昭和六十一年十月）において示されているところに従い、その放射能濃度が、廃棄物埋設の対象とすることができ、濃度上限値として定められる値以下であり、かつ放射性物質として拘束する必要のない無拘束限界値を超えるものとなるよう廃棄物の形態を踏まえ核種に応じて定める」と、こう書かれています。

〔委員長退席、理事堀出啓典君着席〕

正直なことを言つてこれじゃ何が書かれておるのかわからぬですよ、そうでしょう。基準のことについて書いておられるんだけれども、その基準についてはどれも皆はつきりしないわけですね。意味がわからぬでしょう。「廃棄物埋設の対象とすることができ、濃度上限値として定められる値以下であり」と、これはどういう値を言うんですか。これわかりませんよ、どういう値を言うのか。それから「かつ放射性物質として拘束する必要のない無拘束限界値を超えるものとなるよう廃棄物の形態を踏まえ」と云々、こうなっている。無拘束限界値というのは具体的にどこなところを言っているんですか。これはこれだけでもわからぬわけですね。「基準を定める」というのに、これじゃ基準になってないじゃないですか。言葉では基準となっているけれども、基準というものの、判断ができる基準というのは何もないわけでしょう。

これはどういうことを考えておられますか。

○政府委員（辻本一君） それにつきましてはさらに引き続いて②という記述があるわけでございまして、この具体的な数字につきましては、ただいま原子力安全委員会で作業が鋭意進められているところでございまして、今の作業計画からいいますと、ことしの夏ごろには具体的な数字が出てくることになっていくわけでございまして。そのことをこの資料の②において記述しているわけでございまして、「濃度上限値及び無拘束限界値については、国際原子力機関（IAEA）等の検討も踏まえ、我が国において十分安全確保が図られるよう、現在、原子力安全委員会において検討が進められており、その結果に基づいて策定していくこととなる」と、こういうこととございまして、こういった作業がただいま原子力安全委員会において行われているところでございまして、その答申が出された際に、私も政令案をつくりまして、さらにこれを原子力安全委員会に諮問した上で決めていくという手続を踏まえようということを考えておるわけでございまして。

御質問の途中で、基準の数値がないじゃないかということが御質問の趣旨であろうかと拝察するわけでございまして、その数値につきましましては、ただいま申し上げましたように安全委員会が近く定められることになっておりますので、ただいまの時点で具体的にどういう数字であるということをおし上げるわけにはいかないわけでございしますが、そのアイデアをいたしまして、やはり国際原子力機関で検討している数値が一つの参考資料になると思います。そういう意味で参考資料としてIAEAの数値を添付したものを、これをそこで定められました数値を衆議院の委員会の審議の際にも御提出させていただいたわけでございまして、ほぼこういったようなレベルのものが原子力安全委員会でも定められて出てくるというふうにお考えいただきたいと思うのでございまして。○稲村稔夫君 私がもつという点点が着詰められてからでもよかったのではないかいという言い方

をしているものの中には、そういうことも含まれるわけですね。というのは、原子力安全委員会でもつてこの八月ごろ出すというんでしょ、今何月ですか。これは八月に出るのであれば、その基準というものをとにしてむしろきちんとして具体的に問題を提起するというのが正しいんじゃないですか。その辺はどうしてそうならなかったんですか。

○政府委員（辻本一君） この辺のところはどうしてということでお答えできるようなものではございませんけれども、こういった法改正とそれから具体的な安全委員会等における検討が並行して進められるということでも私も十分差し支えないのではないかと今ふうに考えておるところでございます。今回の法律につきましましては、こういったものを具体化して具体的に規制にどういうふうな反映させていくかという法律上の手続その他についての基本的な枠組みを定める法律を御提案申し上げているわけでございまして、具体的にはそういうふうなことは政令委任としていただいで、こういった安全委員会等の手続を経た上で定めさせていただくという形にさせていただきたいというふうに私も考えているところでございまして。

○稲村稔夫君 私は政令に委託することが悪いと言っているんじゃないですよ、政令になつたていいですよ。だけれども、廃棄物というものを処置しようという法律をつくるわけですから、その廃棄物の性格がどういうものなのか、どういう廃棄物がどういうふうにして処置をされるのかというところが明らかにしなければ法律を審査する意味がないということになるんじゃないですか。一番基本になる取り扱ふもの、どういうものをどうやって取り扱ふのだ、その基本のところをはっきりしなかつたら法案の審査というものの一番の基本が崩れるんですよ、法案の持つてくる意味が。だから、どうしてそういうものを詰めないで提起をしたんですか、どうしてもそれが私はわからないんです。だからそう聞いているんです。

○政府委員（辻本一君） この点につきましては、原子力安全委員会の昨年十月の報告におきましても、「低レベル放射性固体廃棄物の陸地処分の安全規制に関する基本的考え方」というところで、一体どういったたいぐいものを廃棄の対象にするかという基本的な考え方は示されているわけでございまして。私も詰めているのは、そういう基本的な考え方に基きまして具体的に数値を幾つにするかということは今原子力安全委員会が検討していただいているわけでございまして、この状況下におきましては、具体的な数字について安全委員会にお任せいただけたらということであれば、規制の仕組みについての御審議をいただくということについては十分差し支えない程度にアイデアが既にできているというふうに理解しておるわけでございまして。

○稲村稔夫君 私は気になっているから申し上げているのであつて、今の廃棄物についての一定程度の判断ができる、そういうものが出てこなければ困りますというふうな申し上げているのは、例えばあなたがおっしゃつたIAEAの今検討している数値、これは専門家委員会なんかで大体数値のあれはめどがほぼ決まつたみたいですね。それを正式に今度は総会で決めるのかどうするか。いわゆる正式に決めるという手続が残つておる、こういうことでしょうか、そこで数値のめどを見せたいだいて、大体こんなことになるのだから、そう思いますね。だけれども、例えばその中でアルファ放射体、このIAEAのあれでいけば、これは十のマイナスイ六乗から十のマイナスイ五乗、これが規制免除濃度範囲というふうになっていまして、ということになりますね。そこで、これもまたの方からもらった資料で、「アルファ廃棄物に含まれる核種の非破壊測定について」の測定方法等について資料をいただきました。そしたらこれは三つぐらいありますね。パッシブ・ガンマ法、パッシブ・ニュートロン法、アクティブ・ニュートロン法、こういうふうになっています。そうすると、じゃこ

で伺いましょう。これ、それぞれの方法で大体測定できる限界というのはどのくらいになるんですか。

○政府委員(辻栄一君) 資料提出要求の趣旨というものが必ずしも私も理解できておりませんでしたので、いろいろな資料が種々雑多に提出されているわけでございます。ただいま先生御指摘のアルファ放射体についてのIAEAの規制免除範囲のレベル、十のマイナスイオン五乗ないし十のマイナスイオン六乗という数字でございますが、これについて私も安全規制面というやり方をとっていかかというのを考えます場合には、これはやはりその廃棄物、固化体になった後の外側からの外観検査によってやっていくという考え方はないわけでございます。むしろこれは廃棄物を製作するところの原子炉設置者なりそういった方々に対する規制を通じて、そこでいろいろな核種分析等が行われて固化体をつくるわけでございますから、そういうところの記録を見ながら、また必要に応じては放射体からサンプリングをするというふうな手段も考えていくわけでございますけれども、そういったようなやり方によりましてこのアルファ放射体の濃度レベルというものをチェックしていききたいと考えておるわけでございます。

てくるこの技術のあれでいけば、こうした十のマイナスイオン六乗とかなんかついてところまでの検出精度がなかなか技術的に困難であるということにもなると思えます。ただ、私がこのことを問題にしておりますのは、そうすると発生者が測定をしたそのデータを一切信用して、あとほかのチェックの方法はありません、こういうことになるのですか。その辺のところ。

○政府委員(辻栄一君) 規制の仕方としては、基本的に先生のおっしゃったように、発生者におけるサンプリングデータ、それに対して種々罰則を伴った基準の規定がございまして、こういうことによつてやるのがまず基本でございます。しかし、それだけではチェックが不十分だということも考えられますので、そういった法規制に従った廃棄物作製が行われているかどうかにつきましても、適宜私どもの方で抜き取り調査をするというふうなことから全体としてそういう管理がきちつとなされていくかどうかという規制を考えているわけでございまして、また必要に応じてはでし上がりまして固化体についてサンプリングテストをやるという方法も可能であろうかと考えておるところでございます。

○稲村稔夫君 そうすると、その抜き取り調査というのはどういうふうにしてやるのですか。例えば今のアルファ廃棄物の場合ですね、その場合は今の提出をされた外からの非破壊の調査測定の方法では無理だということになりますね。それだけと、その後サンプリングをして調査をしましょうと、こういうときはどういうふうにするのですか。

別途の資料で、アルファ核種についての固化体について外部からの非破壊測定法についてという資料要求がございましたので出して、幾つかの方法について原研あるいは動燃等において研究が進められているということを御説明申し上げたわけでございますが、これらの方法につきましては外観の検定の方法、これについてはまだ実用化するに至るまで精度が上がっているわけではございません。そういうことで具体的な私どもの規制にはまだこのアルファ放射体についての外部からの確定ということの実用的でないからそれは使えないというふうな思っているわけでございます。

○稲村稔夫君 多分そういうお答えだろうと思いつながら僕も聞いていたのですけれども、ここで出

チェックをするというのが一つの方法であろうかと思えます。さらに、固化体になつてしまつたものにつきましてもチェックの方法として考えられますれば、それは特定の固化体につきましても破壊検査をやってみる。これは全数やるというのには意味がございせんので、幾つかから抜き取りによつて、ドリル等によつてサンプリングをいたしまして、それを核種分析をするというふうな方法を両方併用してまいりますれば十分な規制が行われるというふうな考え方をしております。

○稲村稔夫君 これは、もう私がここで企業不信を申し上げて大変申しわけありませんが、実は私も、こういう危険なものではありませんけれども、検査という仕事に当たったことがございまして、職業といきませんでしたが、そういうお手を伝いをしたことがございまして、そのときに、まことに残念なことなんですけれども、入つてきて検査をされるそのときの体制は整えておられまされども、それ以外のときはかなり荒っぽいことをいろいろとやつておりました。企業というもの、やはり一定程度のどうしても経費の削減とか、いろいろ経済性のこともあって神経を使わなきゃならぬんですから、そうすれば人間の気持ちというのはどうしてもそういう方向というもの追求しがちです。たとえトップに座っている方が人格高潔で正義感が強く、潔癖感が強くというふうなあれであっても、組織としてずっとピラミッドになつていったときの下の部分のところではどういふことが行われるかというのは、やっぱいろいろとそういう問題があるわけですね。

そうすると、今の例えば二つの方法のうち、言つてみればそれは立入検査みたいなものですわな。ドラム缶、固化する前の、ここのところは、よほどそういう放射性物質というものは、特に微量にしたつて何にしたつてそれを扱っていくというふうなことでありますから、その方はひとつそれこそ万漏漏なきに最大限の努力をしないやならぬというふうな思ふんですけれども、その辺のと

ころはどういうふうな体制をお考えになつていますか。

○政府委員(辻栄一君) 先生御指摘の点につきましては、私も今後の規制をやる場合に十分注意して当たらない問題であるかと思つております。しかしこれは、それでは全体としてどういふふうな規制をしていくかという官側の検査体制なりあるいは確認の体制、それをどこまで企業のそういった活動に対してインターベンションをやつていくのかがいかにという基本論に立ち返るわけでございまして、ひとり廃棄物だけではございせんので、原子炉の運転管理あるいは再処理の運転管理についても、そのレベルというものは常に考えていかなきゃならない問題であるかと思つております。いろいろなプラントについていろいろな法律によつて規制をしているわけでございまして、私どももそういった諸産業規制の中におきましても、原子力の安全規制というのは飛び抜けて厳しいやり方をとっているというふうな認識しておりますし、今後ともそれを適用していきたいというふうな考えているわけでございまして、ただいまの生産過程等につきましても、総理府令によつて諸般の技術基準を定めます。これに對しましては技術基準違反に対しては措置命令をかけることができる、措置命令違反に対しては罰則をかけるというふうなやり方もございまして、そのほか保安規定という制度をつくつておるわけでございまして、この保安規定を政府が認可をする、それによつてやりなさい。その保安規定に違反した行為を行った場合、これにつきましてもは直ちに事業停止その他の行政罰が加えられるというふうな法体系になつておるわけでございまして、これはこういった安全規制全般に関する国側のインターベンションといいたしましては、原子力施設に對するものとしてはまず一般産業に見られない厳しいレベルのものを実施しているというふうな思つております。廃棄物問題についてもこの基本方針を堅持していきたいと思つて、ただいま申し上げましたような諸規定につきましては廃棄

物の管理につきましてもかおせるといふふうに見る。法の管理はなっておりますので、そういう面であつては運用を御指摘の線に沿つて厳しくやつていくということではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

○稲村稔夫君 それじゃ具体的に、今の立入検査に当たるそういうサンプリングチェック、こういうのは大体どのくらいの期間でどういふところまで年何回くらいとか、そういう具体的なことをあれしてらるんですか。それからもう一つは、破壊試験などというのをやられるということでありまして、その破壊試験というのとはどういふ時期にどういふ回数というふうなものを考えておられるんですか。

○政府委員(辻栄一君) これは法律がもしできまして段階で、具体的な私どもの検査あるいは確認のマニュアルといふものが、多くの場合、各官庁同じでございますが、担当局長の内部通達のような形でそのやり方は決められていくのが通常でございます。ですから、そういうやり方につきましては、私どもそのやり方につきましては新たに委員会でも設けまして、そういったチェックのやり方、どの程度のサンプリングの頻度等をやつたらいいかというふうな問題について学識者の意見も参照しながら具体的なその回数については定めてまいりたい、かように思つておるところでございます。

○稲村稔夫君 困つたですね。今の廃棄物というものを扱つていくその廃棄物というものをどう判断したらいいんだということは何つていけば、その基準についてはまだこれからですということですし、そしてその数値は、結局廃棄物の放射能を測定しようと思えば、それはサンプリングの破壊試験とサンプリングするときの立入検査ですというふうなことをおっしゃるけれども、その辺の具体的なことになるとみんなこれからですと、こういうお話なんです。これからは、これからですと、これからは、実際に心配があるようなものでなければ、それはまず大まかに決めておいてそ

れからあと検討しようというの、それは方法ですよ、そういうことも。しかし、いろいろ心配をされて議論されているものなんです。それから、それを今度はどういう扱いにしますかと、今までと扱い方を変えるということになれば、当然扱い方を変えることについてはある程度のいろいろな形で煮詰めようというのが、具体的なこのところはこうしていくから大丈夫なんだというところがきちつとある程度まで詰められていないと困るんじゃないかと思ふんです。その辺はどうなんですか。

○政府委員(辻栄一君) これはやや水かけ論になつてしまふかもしれませんが、まだ申しわけないんですが、具体的な中身につきましては、ただいま申し上げましたように、安全委員会等におきまして検討にまつべき部分が多々あるわけでございますけれども、それにつきましては、既に過去何年かにはわたつていろいろ原子力委員会あるいは安全委員会でも検討したところから、また国際的な機関での検討から大体この程度というアイデアはもう既にできておるわけでございます。ただいま私、具体的な数字が申し上げられないのは、こういった国際的なレベルを日本に引き直した場合にどうであるかというふうなところから数値を申し上げるわけにはいかないという状況でございます。そういうことで、法律との関係におきましては、やや作業がおくれておるという申しわけないのは甘んじて受けなければなりませんけれども、だからといって、既に基本的なアイデアはわかつておるわけでございますので、それをベースにして御審議をお願いしたいというふうな考えでございます。

○稲村稔夫君 だから、しりが詰まつていてもうどうにもならないんですという状態の中の審議であれば、それはそれで、こういうやり方がいかどうかというところについての賛成とか反対という意見はそれはそれぞれあるでしょうが、それに

しても法案を審議しなきゃならないということはおわかりです。だけれども、詰まつていないものがまだ結構あるのに、そしてしかも先ほどのあれでいつて各原発にはしばらくの間はまだ余裕があらうかと。そういう状況の中なのになぜこういう法案を今審議しなければならぬんですかと、このところは私はどうしても納得いかないです。余剰がなく、そしてもうどうにもならない、だからという、そのせつば詰まつた条件でないという、その辺のところの判断はどうなんですか。

○政府委員(中村守孝君) 先ほど来の御議論、どちらが先かというお話のようで、鶏と卵という関係でもないかと思ふんですが、やはり物事は、こういう安全規制の体制がどうなされるかということについて、こういう国会等の御審議をいたさなければ、決めていたで、そしてその細目については、そういった各界の御議論を踏まえながら技術の専門的な検討を加えて整備していくというところが普通のケースでもございます。全体のこの廃棄物処理処分体制を確立していくというところになりますと、やっぱり安全規制というものが基本でございますので、その基本的なところのものを我々としては法律という形で決めておいたで、そのもとでもろもろのその法律の線に沿つた、国会での御審議の線に沿つた形でいろいろ細目を決め、また事業者にもそれに対応した準備をさせていくということが必要であらうかと思つておるわけでございます。法律という形で政令等の細目をすべておせん立てしてから法案審議というところでは、全体の流れといふか、そういう意味からも非常に難しい問題があるかと思ひます。まず法律で全体のこの安全確保のシステムをつくつて、その上で事の細目を進めていくという一般的な方針で私どもも進めてまいつたわけでございます。

○稲村稔夫君 私はすべてが、例えばもう細目もすべてが全部で上がつていなければというふうなことをちつとも言つてないんですよ。私が今ひつかつておるものと口でしよう、言つてみれば、一番と口の問題なんです。今出しているこの五十一條の一、二という、後の二の項もありま

すけれども、まだ二の項までいってないんだよね。要するに廃棄物というふうな扱われるものが安全なのかどうか、安全に処置できるのかどうかというところを判断するための素材が要るということ。安全に処置できるかどうかという判断の一番の問題にかかわつておるんですから、それがなかつたら困るでしょうと、それは後で出てきますということでは困りますと。

これ何のために法案を審議することになるんですか。僕は、せつかく法案を審議して、後々あのときの法案のときにこの基準のところについてどういふことになつたか、それは困るんですよ。一番基本にかかわるものでしょう。廃棄物の性格にかかわるものでしょう。それでなきや僕はこんなことを言わないですよ。ほかのところを全部整備しなきゃと思ひます。いろいろと不明な点は聞きたいと思ひますけれども、だからといって、この基本のところをどうして決まつたところはどうしても納得できないんです。そのところをどういふ一度聞かしてください。

○政府委員(中村守孝君) 例えば公害関係の法律にしてもそうでございますが、公害についての規制をどうするかというのを法律として決めていたで、その環境、例えば自動車の排気ガスの基準を幾らにするかというふうな数値につきましては、それは政令等に譲つておるわけでございます。それは専門的にいろいろ御検討いただくということでございます。その基準の考え方の大枠については法律等の精神にのつて当然決めるわけでございます。

今回の法律におきましても、廃棄物として埋設できるものはどういふ考えでやるかということにつきましては先ほど来申し上げておるわけでございます。そういう範囲の中において専門的に今

度、後は安全委員会のチェックも受けるわけでございまして、そういうことを我々として勝手に、やみくもに決めるわけではもちろんございませぬ。専門的学者の意見も踏まえ、安全委員会のチェックを受けて決めるわけでございまして、いわば安全委員会がそういうことをチェックして決めるというシステムが法的におかしいというようなことであれば、またそれなりの御議論があらうかと思うわけでございしますが、私もやはりここで大体先ほど来申し上げておりますような形で、廃棄物の埋設はどういう考えでやるか、この無拘束限界値の考えはどういう形でやるか、このことを申し上げておるわけでございまして、それを具体的な数字どこにするかということは極めて専門的な問題でもありまして、これは各界の御意見を徴し、学者の意見も聞き、しかも法案にも明記してございまして、安全委員会のチェックを受けて決めるということにしておるわけでございまして、その点御了承をいただきたいと存ずる次第でございます。

○稲村稔夫君 困っちゃったですね。私は安全委員会が信用できないと言っているわけでもないし、安全委員会のチェックが悪いとか、安全委員会がチェックするのじやだめだとか言っているわけでもない。要するに今私が言っていることは、安全委員会が近く結論を出す、八月と今予定をしているというお話でありましたけれども、大体そのころだろう。その八月に出されるであろう結論をもとにして安全委員会の専門家の皆さん方が数値上のこともこういうふうにしていいかというところであるからということで御説明があるならば、それはそれで私も理解をしていくということになるのではないかと。

先ほどから言っているように、いいか悪いかということはみんなこれは別なことです。理解できるかできないかという問題についての話をしてるんです。僕はなぜそんなことを言うかといったら、これは廃棄物は全部同じにして扱われるわけじゃないでしょう。廃棄物にじやというふうな種類があるか、ちよつと聞きましようか。

○政府委員(辻栄一君) ここで埋設の対象として考えておりますのは、低レベル放射性廃棄物の中でも埋設を行うに適するといふ比較的、比較的といふか、かなり放射能濃度の低い廃棄物を考えているわけでございまして。

(理事堀出啓典君退席、委員長着席)

先ほどから御議論がございまして、一体どんなものが埋設されるかわからないという話でございましてけれども、この辺の点につきましては、実は先ほど原子力局長が申し上げましたように、昭和五十年代から低レベル放射性廃棄物の陸地処分に関する研究が国内的には進められておる。それから国際的にもそういうものの研究は各所において行われてきております。さらに、現にフランスあるいはアメリカ等においては、既にこういういったものの処分が実際問題として実施されているという状況でございまして、この辺につきましても国際的な動向、これまでの研究開発の成果等を踏まえまして、基本的なアイデア、それに関連する安全性の問題というものの研究はずつと進んできているわけでございます。ただ、今決まっていけないというのは、その具体的な濃度の数値をどこで押さえるかというところだけでございます。

しかもその範囲につきましても、既にIAEAでこういった基本的な数字が示されておりますので、ある一定の範囲、IAEAは国際的な生活環境の中での数字でございまして、日本は日本なりに特殊な考え方をしなければならぬ部分もありまますので、それに引き直して個々具体的な数字を日本の基準としては決めていこうという考え方でございまして。そういうふうなことで、安全委員会が今検討、作業がややおくられて八月にずれ込んでしまっている事情でございまして、これは私どもとしてもできれば法案提出のときには数字が出てほしいというところで作業をしていたんですが、いろいろ作業量も多いということでおくられてきているという現状でございまして、この辺はひとつ御理解をいただいで御審議をお願いいたします。

たい、かように思っているわけでございまして。

○稲村稔夫君 困つたね、少しわきへ行こうと思つたらまたもとへ戻つてしまふんですよ、あなたも答弁が。だから私は、そうでしょう、さっきの国際原子力機構の基準値といふのが決まっています、大体そういう方向になるだろうとおっしゃりながら、今、だれどそれに日本の特殊な要素も検討してということになっていくからこのとおりではないかもしれない、このとおりでもないかもしれないといふたらどういふことになるんですかと、その結論が出てからでなせ悪いんですかと、これやっぱりそうならざるを得ないでしょう、今の話の順番から言えば、どうしてこつちへ戻つてしまつたんですか。

○政府委員(辻栄一君) ただいま安全委員会で検討しております数字は、このIAEAの数字よりは低いレベル、すなわち安全サイドのレベルの数字が決められるというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○稲村稔夫君 またそここのところへずつと戻つてあれしていたらまずいんですけれども、じゃ私の伺つたところはもう少しはつきりさしてください。そうすると、ここで言う無拘束限界値の廃棄物とそれから廃棄物としては濃度上限値と、その間の廃棄物があるということになりますか。

○政府委員(辻栄一君) そのとおりでございます。

○稲村稔夫君 ここで扱っていく低レベル放射性廃棄物のものは、そうするとこの濃度上昇限界値以上のものはないということですね。

○政府委員(辻栄一君) 濃度上限値以上のものは埋設に適するものとしては決まれない、すなわちそれより高いものにつきましては埋設は認めないという考え方でございまして。

○稲村稔夫君 そして無拘束限界値といふものは、これはその中の何というんでしょうか、核種などのかかわりといふのは全然ありませんか。○政府委員(辻栄一君) 無拘束限界値は核種ごとに決めていくという考え方でございまして。

○稲村稔夫君 核種ごとに決めていくということになりますと、そうすると半減期の非常に長いものといふのがありますね。これはこの中間、その濃度上昇限界値以下のものといふことであれば、それで無拘束限界値までのよりも高ければ、これはもう半恒久的なという形の埋設はしないという、貯蔵になるというものになりますか。

○政府委員(辻栄一君) 発電所の外へ持つていつて廃棄をしようとする場合には廃棄物の管理の事業の方で扱われるということになります。

○稲村稔夫君 管理の事業といふのは、それは貯蔵するということと同義語ですか。

○政府委員(辻栄一君) 廃棄物について貯蔵という言葉は法律上使用しておりますので、私ちよつと注意したいと思ひますが、貯蔵という一般的な意味での貯蔵でございまして。

○稲村稔夫君 そうすると、半減期の非常に長い核種の含まれた廃棄物といふのは、これはどういう形の廃棄物に想定をされますか。

○政府委員(辻栄一君) 廃棄物の長いものは、例えばストロンチウムとかセシウムとか、三十年ぐらゐのものが低レベル放射性廃棄物の中では半減期の長いものでございまして、こういったものにつきましては無拘束限界値が厳しくなるわけでございまして。

○稲村稔夫君 例えば、これは放射性放射性の陸地処分における規制免除できる放射能濃度のIAEAの資料をこの間もいただきましたね。この中でいろいろと高エネルギーベータ・ガンマ放射体とか中エネルギーベータ・ガンマ放射体とか、アルファ放射体とかトリチウム炭素とか、こんなふうなやつとあつてそれぞれ書いてありますね。こういうあれの中でいくと、例えばアルトニウム230、アルファ放射体の中へ含まれていて、こういうものは非常に半減期は長いということになるんでしよう。そうすると、今原発から出てきて、この法律で対象にしようとしていろいろの放射性廃棄物の中で、先ほどは原発から出てくる放射性廃棄物を幾つか通産省から挙げてもらいましたね、こういうもの

の中のどの部分にそういう長いものというのが含まれますか。

○政府委員(辻栄一君) 基本的には、今発電所で低レベル廃棄物固化体としてコンクリート固化体あるいはアスファルト固化体とされているものにつきましては、アルファ放射線、アルファ放射体というアルファ線を出す核種でございますね、プルトニウム等のものは含まれていないということでございます。これは、含まれていないということとはやや誤解があるかもしれませんが、一般技術的な意味で含まれていないということで、学問的といいますか論理的にはゼロであるという意味ではございませんけれども、基本的には低レベルの固化体にはアルファ体は含まれていないということでございます。

○稲村稔夫君 そうすると、基本的にはアルファ体は含まれていない、だが何かが、今の恒常的に出るもの以外のものとしては、この可能性というのはあるわけですね。どういう場合が想定されますか。

○政府委員(辻栄一君) 例えば、非常に端的な例として、美浜一号炉のように燃料破損などが行われた場合にそういうものがまじり込むというおそれはあるかと思えます。

○稲村稔夫君 そうすると、そういう特殊な事情がなければ大体最初にその流れとしては濃度上限値以下のものを、局長の法律用語をかりて言えば管理をしますと。そうすると、どんどん減衰をしていって、そうして無拘束境界値になったら埋設をいたしますと、こういう考え方はいいですか。

○政府委員(辻栄一君) やや時間がかかることをお許しいただいて基本的な構想を御説明いたしたいと思えます。

まず、無拘束境界値という数字があったとします。これ以下はもう非常に放射能の濃度が低い、レベルが低いということで、これ以下のものの廃棄物につきましてはもう放射性廃棄物としての、放射性物質としての安全管理をする必要はないというレベルを私も無拘束境界値と言ってお

るわけでございまして、これは原子力開発利用が始まって以来、放射性物質についての規制についてすそ切がないということがかねてからの懸案事項になっていたわけでございまして、非常にレベルの低いもので自然放射線のレベルと比べてもなお低いようなもので、放射性物質というタイトルのついただけで厳しい規制を受けるというようなことは非常に不合理であるということが言われておりました。その答えを出すものでございまして、これが先ほどから申し上げましたように、IAEAあるいはICRP等の国際機関でも検討されておりました。ここに示しましたようなIAEAも具体的な基準の一例ということで勧告をつくらうとしておる、こういう状況になっておるわけでございまして。それが無拘束境界値の数字でございまして、私も今後はそれ以下のものについては放射性廃棄物としての特別扱いはいらないという考え方でいきたいと思っておるわけでござい

ます。そこで、埋設の事業でございまして、無拘束境界値というレベルは非常に低いレベルでございまして、これはいいわけですが、実際に廃棄をいたします場合には、それよりも少し高いところの濃度上限値という数値を決めて、それ以下のもの、すなわち無拘束境界値と濃度上限値との間のものを今回埋設事業の対象にすると、こういう考え方でございまして。

濃度上限値の考え方はどうやって決めるかという、これは放射性物質が次第に御承知のように低減をしていますが、ある一定の期間、相当長い期間でございまして、長い期間たつと無拘束境界値まで下がるといことが考えられる。これは物理学の自然法則ですからそういうふうになるということでございますので、無拘束境界値が定まりました場合に、じゃその無拘束境界値まで何年間を考えるかということで、現在まあ二百年から四百年の間で考えているわけでございまして、そのぐら

いを考えました上で、じゃさかのぼって濃度上限値を幾らにすれば何年後には無拘束境界値になるであろうと、そういう考え方で濃度上限値を決めていくわけでございまして、安全規制といたしましてはこの濃度上限値をチェックいたしまして、それを埋設に適用するものとして決めよう、こういうことでございまして。

この決め方は、この法律にございましてように政令で定める。政令については原子力安全委員会に諮問をして決めますと、こういう仕組みに今回の法案をさせていただいておるわけでござい

ます。○稲村稔夫君 それでは、その無拘束境界値のところ随分、このとば口で時間がかかっている困っているんですけれども、大事な問題ですからやっぱりなかなか私自身が理解をしなければ前へ進めないということにもなるものですか。しつこくいろいろと聞いていますけれども、

〔委員長退席、理事岡部三郎君着席〕それと関連をしておりますが、そうするとこれは二の方ですね、この「政令で定める」というあれの中の、改正後の第五十一条の二の第一項の二の方ですね。そちらの方にアスファルト固化されたTRU廃棄物の保管廃棄というの含まれて

いるわけでございまして、このTRU核種を含む廃棄物というものの取り扱いがこうした低レベルとはまた別の扱いと、こういうことになるわけですね。まずその辺から。○政府委員(辻栄一君) 濃度上限値より上のレベルの廃棄物につきましては、これは埋設の事業と

はせず管理の事業の方で扱われるということでございます。○稲村稔夫君 レベルの上のものはね。そうすると、レベルの上……

○政府委員(辻栄一君) ただいま私、質問を取り違えて間違つた答弁をいたしましたので、先ほどの答弁は取り消させていただきます。

御質問はTRU廃棄物、アルファ放射体の廃棄物のことであつたようでございました。アルファ放射体の廃棄物につきましては、これは現段階では埋設の対象とはしないと考えてござい

ます。東限境界値以上のものにつきましては、すべてこの法律では管理の事業の方に回すという考え方でござい

ます。○稲村稔夫君 それから次に、原子力安全委員会の去年の十月の専門部会の報告の中で、これで「ベータ・ガンマ核種の濃度がかなり高い低レベル放射性廃棄物」という項目がございまして、そしてその中で、特に最後の方で「廃棄物の具体的な性状、放射能レベル等に応じ、場合によっては別途の対応策を検討することも必要と考えられるので、今後更に調査検討を進めていく必要がある。」、こういう記述があります。場所は第二章の四。

〔理事岡部三郎君退席、委員長着席〕これは具体的に内容はこういうことなんです

か。○政府委員(辻栄一君) これは先ほど通産省が御説明申し上げましたような炉内構造物といったようなたぐいのものを考えているわけでござい

ます。○稲村稔夫君 そうすると、今回の対象にはそういう今の炉内廃棄物というようなものは対象にならないと。つまり、フィルタースラッジとかイオン交換樹脂とかというところではない。この中のまたチャンネルボックス程度のことと、あとフィルタースラッジとかイオン交換樹脂はこれとは別ということになるんですか。

○政府委員(辻栄一君) 今回の法律改正におきましては、埋設の事業と管理の事業しかつくっていないわけでございまして、先ほど私が申し上げました埋設に適用する非常に低いレベルの、低レベルの廃棄物でございまして、それ以外のものを事業所の外で廃棄しようとする場合には、今回の法案では全部廃棄物管理の事業の方で受けるという考え方をしております。先ほど申し上げましたように、これについての具体的な廃棄物の処理の計画というのはまだ具体的にまとまっておられませんので、それが実体化されるということは当分の間ないというふう

ております。しかし、法律上は廃棄物管理の事業の方で受けるということに相なるかと思ひます。

○稲村稔夫君 そうすると、当面やろうとしている事業というので扱う廃棄物というのはどの範囲なんですか。こういう今のさつき言った科学的、物理的な性状の意味ではなくて、具体的に原発から出てくるというものを扱うということになりますか。

○政府委員(辻栄一君) 原子力発電所から出てまいりますところの床掃除等の廃液、あるいは先ほど通産省から御説明ございました低レベルの衣服、スラッジ、そういったものの焼却灰をコンクリート等で固化したもの、こういうものが対象になるわけでございます。

○稲村稔夫君 そうすると、それはドラム缶詰めのものでということになりますか。

○政府委員(辻栄一君) 法律上の意味で厳密に言うところや正確を欠くと思ひますけれども、法律の方では無拘束限界値以下という規定を、無拘束限界値以上それから濃度上限値以下というところで基準をつくりますから、その基準に適合した固化体であれば埋設できるということに相なりますけれども、実際の対象物としてはやはりドラム缶にコンクリート固化体したもの、あるいはアスファルト固化体をしたものに相なるかと思ひます。

○稲村稔夫君 時間の方の関係もありますから、やむを得ませんから次へ進ませていただきます。

今の二の二項の中でまだもう一つ残っておりますのは、ガラス固化をされた高レベル放射性廃棄物の保管廃棄の問題なんですけれども、これは保管廃棄と書いてありますが、ガラス固化された高レベル放射性廃棄物は保管の管理の方と、それから廃棄というの中には埋設の方もあるんですか。

○政府委員(辻栄一君) 保管廃棄というのが独特の言葉で申しわけないんですが、ワンワードで、

一つの言葉でございまして、これは放射線を防護する装置を持った施設の中に保管しておくことというものでございます。埋設は入りません。

○稲村稔夫君 そうすると、これはそういう保管をしておく場合にキャニスターに入れてということになるんでしょうが、キャニスターの安全性についての確認というようなものはどういうふうにしてやられますか。おたくの方からいただいた高レベルガラス固化体の資料によりますと、後はふたを溶接してというふうになっておりますが、しかもその溶接をしたものをテレビカメラで外観をチェックするというような作業方法が書いてありますけれども、これで大丈夫なんですか。

○政府委員(辻栄一君) 高レベルのキャニスターは、これは再処理事業者のところで製造されるものでございます。したがって、再処理事業の一環といたしまして規制をすることになります。再処理事業者につきましては、規制体系といたしましては原子炉設置者と同様の、この法律では最も厳しい規制体制をとっているわけでございます。廃棄物そのものについてはそちらの方の規制を行うということに相なります。

廃棄物管理事業者の方は、むしろその規制によって運び込まれた適正なガラス固化体を強固な管理施設の中に閉じ込めて管理するというのが廃棄物管理の事業でございまして、御指摘ございましたように、キャニスターそのものの検査ということ、これは具体的には再処理事業者側が行うことに相なるわけでございますけれども、これについては周辺のステンレスの筒でございまして、こういったものの材料検査あるいは溶接検査等を厳格に実施してらう。

一番問題になりますのは、その中高レベル廃棄物を詰め込んだ後ふたをいまして、ふたをいましてその回りを溶接してふたがとれないようにするわけでございますが、これについての検査の問題であるかと思ひます。キャニスターのステンレス筒の残余の部分は、これは高レベル廃棄物を入れる前でございますからいろいろな検査

ができる。非破壊検査もできるわけでございますけれども、ふたの溶接につきましては、もう既に高レベル廃棄物が入つてしまつておつて非常に高い放射線の領域内でございますので、これはエックス線検査等の方法はとれない。検査の方法としては外観検査、これはテレビカメラによる外観検査しかできないということでございます。ただ、この溶接自体は非常に強度を受ける部分では全くだいじやないで、きちつとつておればそれでいいという程度でございまして、適正な溶接の施工管理が行われていること、並びに外観検査が行われることによって十分目的を達しているというふうに私も考えておるわけでございます。

○稲村稔夫君 これは返還廃棄物についても同じことですか。

○政府委員(辻栄一君) 返還廃棄物につきましては規制法が一体どこまで適用になるか、海外につきましては、というところで、やや規制の態様を異にせざるを得ないというふうに考えております。実際の返還廃棄物はイギリス及びフランスの再処理事業者が製造するわけでございます。このフランス及びイギリスの製造業者が我が国の規制法は及ばないわけでございますので、これは電気事業者、原子炉設置者でございまして、これができまして返還固化体を日本に輸入するというところから再び規制法の対象になつてくるわけでございます。輸入をいたしました原子炉設置者が廃棄業者に對しまして物を持つていくわけでございます。この間、先ほど申し上げましたような再処理事業についての規制が行われませんので、これについては私も今回の法律改正では五十八条の二という規定がございまして、事業所外の確認という規定がございまして、その規定を利用しまして内閣総理大臣が確認を行うというやり方をとろうというふうに考えておるところでございます。このやり方につきましては、もう既にできてしまつたものでございまして、基本的にはまずイギリスあるいはフランスの再処理事業者から、どのような材料を使い、どのような溶接を行い、

どのような検査を行ったかというような記録を提出していただくことをまず基本に考えてまいりたいと思ひます。確認の際には、先ほど申しましたように非常に高レベルのものですから、テレビカメラ等で外観の状況を見るということしか実際問題としては検査はできませんけれども、そういった一連の調査と現物確認を通じて確認をした上で廃棄業者に引き受けを許す、かようなやり方をいたしたいというふうに思つておるわけでございます。

○稲村稔夫君 ちよつと不明にして非常に初步的な疑問を出すわけですが、一つは、我が国の国内法の適用で相手にやつてくれと言ふことは、これはできないことはそれはわかります。相手の国の自主性というのがありますから。それはそれでわかりますが、こういうふうにしてやつてくださうというところは頼めないんですかというところが一つあります。物事をみんな契約をするときには、こういうふうにしてやつてくださうよということも含めて契約する場合というのはよくあるわけですね。外国のやり方はみんな違ふ。管理の仕方から何からみんな違ふわけでしょう、我が国とは。そうすると細部についてはやつぱりわからない部分というのが出てくるわけですね、どうしたって。技術的な面でもね。というのは、できるだけこういう危険なものはわからない部分が少ない方がいい、できるだけ多くわかつている方がいいということになるわけですから、そうすると当然こういう仕様でやつてくださうというようなことを契約の中でやつてもいいと思ふんですけれども、それはなつていないんですか。

○政府委員(辻栄一君) この廃棄物の海外再処理委託につきましては、電力事業者と海外の再処理事業者との間で契約があるわけでございます。彼らが廃棄物固化体を製作する前には、日本にいかなる形で、どういう形の固化体が入ってくるかというところについての仕様を提示することと相なつておるわけでございます。ただいまその案につきまして電気事業者レベルで検討が行われてい

るわけですが、最終的には本年の暮れごろには最終スペックが固まってくるわけですが、私も、電気事業者を指導いたしまして、そういった廃棄物固化体の製作の方法等につきまして注文を出して、かつはまたイギリス、フランスの検査当局に対しまして、こういった面での管理、チェックについてお願いいたしたいというふうな考えておるところでございます。

○稲村稔夫君　またちよつとわからなくなつたんですが、そうすると、外国のあれの仕様について、こつちから要求することがまだ決まてないというんですか。それとも、こつちからこういうふうにして、こつちから言えないというのか、言えるのか、そのこともまだはつきりしないですね。言えるとしたら、こつちから要求する仕様が決まていないのかどうか、言えないのかどうか。それから今の暮れぐらいいい言いましたね。これはどこが出す仕様のことですか。

○政府委員(辻栄一君)　これはフランスあるいはイギリスの再処理メーカーの方から提出されるわけですが、その際にスペックについて詳細に書かれます。その品質管理はどういうふうに行うかという点については、書かれるわけですが、それらのスペックを我が方がオーケーというふうに出しませんが、物事が進まないというシステムになっております。そういうことを通じましてチェックをすることができるといふことでございます。

○稲村稔夫君　そうすると、我が方から仕様について注文はしていないわけですね、特別な注文は。そして、相手から出てくる仕様の結果を見て我が方は対応しよう、こういう格好なんですか。

○政府委員(辻栄一君)　当然そのスペックの中には向こう側の品質管理をどういうふうにするかという記述も含まれるわけですから、それをチェックするわけでございます。

○稲村稔夫君　そういったしますと、この法案で扱っていくものの中にも返還廃棄物が含まれるわけでしょう。返還廃棄物も扱わなければならないわけ

けですね。具体的には、早ければ六十六年ですが、何かそのくらいから、順調にいくかどうかということとは問題はまたありましようけれども、ということになると、その返還廃棄物というもののどの程度に対応するか。その辺のところが具体的なやばりある程度、廃棄物の取り扱いだつて本当にこれだいいのかどうかというのを議論する上では非常に大きな欠陥になるんじゃないですか。我々が議論しようとしたって、じゃどんなものが来るんだとかと言つたつてわからないと言つてゐるわけでしょう、今。

○政府委員(辻栄一君)　このスペックについては、こつちの秋に最終スペックが提示されると申し上げましたけれども、それは最終スペックでございます。これは既に提示しております、この間に我が方もこういうものにしてくれという意見は申し述べているところでございます。

そういうものが最終的にセットするのが今年の末であるというタイムスケジュールでございます。からして、既にどういう形の返還固化体が入ってくるかという点はわかつておる。その細かいところについては別といたしまして、概要というものが入つてくるというものでございまして、既にわかつておるものにつきまして現在、原子力安全委員会ではこの保管の方法についての検討も進めておるという状況でございます。したがって、入つてくるものがこういふものであるというところはわかつておる。それを前提として、その周囲の保管施設でございますね、これについての検討が進められておるといふことでござい

○稲村稔夫君　時間がなくなつてしまひましたから、もう私の聞く時間ないんです。これほど入り口のところでも随分気になることばかりで、確かめるような格好なんですけれども、またさらに法案の内容等について細かく詰めての議論がこれから

ら行われると思ひますが、その中でまたさらに、明らかになつたものはいひですけれども、そういうものには私はまたもう一度聞く機会を得たいというふうな思つておるもので、きょうはこれで私の質問は終わります。

○塩田啓典君　それでは、原子炉等規制法の改正について質問をいたしますが、その前に、先般のソ連の原発事故について、特に科学技術庁に要望したいことは、やはりこういう原因の究明というものを明らかにして、そして国民の皆さんによく理解を求める必要があるのではないかと。やはり原子力発電の推進には、まあある先生は、科学的な安全性と社会的な安全性が必要だ、社会的な安全性というのはある種の国民の合意というものがなければ、科学者が安全だと言つただけではなかなか前には進まない。そういう点から、私はこういうソ連の原発事故のような問題の処理を誤ると、今後の平和利用の推進にも大きな障害になつてくるのではないかと。そういう意味で、この原因の究明、さらには日本の原子力発電所の安全対策というものがどのようになつておるかという違い等を明らかにしていかなければいけないと思ふのであります。

そういう意味で、現在のところはソ連という国であるために事情のわからない点もあると思ひますけれども、科学技術庁としてはそういう究明のためにどういう手を打つておるのか、先般の委員会では伏見委員から直接書記長に言つてはどうかというふうな意見もあつたわけでありまして、科学技術庁としてはどういうように努力をし、今後どういう方向でこの究明に努力していくのか、この点を伺ひしておきます。

○政府委員(辻栄一君)　御指摘のように、今回の事故は原子力発電にとつて未曾有の重大事故でございます。そういう意味から、ソ連の原子炉と日本製の原子炉とは型式が異なるとはいへ、何か教訓が得られればそれをぜひ日本の安全規制、運転管理に反映していく必要があるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。このた

めの体制といたしまして国内的には、昨日原子力安全委員会におきまして調査特別委員会専門部会を設置いたしたところでございます。しかしながら、先生御指摘のように、現段階におきましてもまだソ連の事故の状況というものはよくわかつていないというのが現状でございます。なかなか対象国との関係もありまして、今後ともこういった事故の情報の入手に難渋をきわめるという事態が容易に予想されるところでございます。

先般のサミットにおきましても、こういったことを踏まえましてサミット諸国において声明を出したところでございます。今後はこういった形での国際的活動が進められていくんじゃないかというふうな思つております。既にIAEA、国際原子力機関におきましてはブリックス事務局長が訪ソをいたしまして、事故情報の提供、放射能レベルの情報の提供、それから専門家によるデイスカッション、こういったようなことについての基本的な合意を得ておるようでございます。今後こういった国際活動を通じて資料の情報入手に努めていかなければならないと思ひます。

先般もOECDのNEA、OECD原子力機関におきまして安全についての専門委員会が開かれまして、私どもの方からも担当官が出席し、かつ原子力研究所の専門家も出しました。そこでいろいろなデイスカッションが行われ、ある程度の情報も得て帰つてきたようでございます。それからきょう並びに明日にかけまして、IAEAの方ではやはりテクニカルコミッティーが開かれまして、これは実際ブリックス事務局長と一緒に現地に同行したローゼンさんという原子力安全担当の部長さんが出席いたしまして、ソ連の状況等の報告も行われ、かつ、持つてきた資料についてもいろいろ提供していただける、そういう会議であるというふうな聞いております。これに対しても、私ども担当官並びに専門家を派遣して情報の収集に努めておるところでございます。今後こういった国際活動が充実してまいらると思ひます。そういうものに対して、できるだけ積極的に働きかけ

をいたしまして、そういった国際活動を通じて情報収集する、こういう方法が最も情報入手がしやすい方法ではないかというふうに考えておられまして、引き続き努力してまいりたい、かように思っているところでございます。

○堀出啓典君 この問題はまた次の機会に譲りたいと思いますが、長官にお願いしたいことは、たしかある学者が、やっぱり原子力の平和利用というのは安全だと言っているが、運転すると危ないんだ、危ない危ないと思いがちな慎重にやるときに辛うじて安全なんだ、こういうようなことを聞いたことがあります、やはり常に謙虚に、この事故に対してもただ型が違うから日本は安全であるというふうなそういうことでは国民は納得しないわけで、そういう点はひとつ謙虚に慎重に対処をして国民の皆さんの理解を得るように努力をしていただきたい。そうすればこの事件が原子力の平和利用の推進に役立つような結果に必ずなるんじゃないか、そのように努力をしていただきたいと思うんですが、長官の決意を承っておきます。

○国務大臣(河野洋平君) 先生御注意をいただきまして、私ももおおむねそういう方向で考えているところでございます。機械を使っておりますのは人間でございますから、一つは、機械の型が違うかどうかということも非常に重要な問題ではございますけれども、人為的な問題ということも当然我々は考えなければならぬことだと思っております。機械の設計でありますとか、あるいは設備の状況でございますとか、そういった角度から原因究明、これも我々にとつて大きな教訓であると同時に、人間がそれをどう扱っておったか、あるいはそうした状況の中で人間がどういう癖、癖をきたかということなども我々はよく考えなければならぬと思います。

いずれにいたしましても、先生御指摘のとおり、これを警鐘として我々は心を引き締めていかなければならない、こういうふうに思っているわけでございます。おっしゃるように、心の緩みと申しましようか、おごりというようなものがあつ

てはならない。常に謙虚に国民の、あるいは世界の人たちに対して、これだけの一朝事が起こればこうした迷惑をかけるということがはつきりわかつただけに、我々関係者はその責任の重さをさらに重いものとして受けとめていかなければならない、こう考えておるところでございます。

○堀出啓典君 そこで、この法案につきまして衆議院でもいろいろ審議がなされてきたわけでありますが、私たちのところへいろいろ寄せられる意見の一つは、非常に性急過ぎるのではないかという意見があります。確かに、廃棄物の処理の問題というのは、これはもう十年、二十年、三十年の問題ではなしに、百年、二百年の将来にわたる法案でもあります。アメリカの廃棄物法は一万年先をめぐらしたというふうなように聞いておるわけでありますが、そういう点から見て、やはり何も急ぐことではないではないか、こういうような意見があるわけでありますが、そういう点についてはどのようにお考えですか。

○国務大臣(河野洋平君) 原子力の開発利用あるいはその活動に伴って生ずる廃棄物を適切にと申しますか、確実にと申しますか、処理処分するということとは、原子力の開発利用にとつて終局的なものと認識をいたしております。それだけに、この放射性廃棄物の処理処分等の事柄に關しまして多くの専門家が、研究者が関心をもち、その対応に懸命に努力をしてくださるわけでございまして、昭和四十七年にこの処理処分につきまして、例えば海洋投棄であるとか陸地内埋設であるとか、幾つかの考え方を示しまして、この処理処分についての基本的な考え方を示したわけでございまして、その後数年いたしまして、原研がその研究に積極的に着手をいたしまして、昭和五十九年の夏に原子力委員会がこの問題についての考え方の中間報告をいたしたわけでございまして、そして、翌六十年の秋に原子力委員会が考え方がまとまりまして、法案をつくるという運びになったわけでございます。

先ほど来から、少し性急ではないかという御疑念もおありでございますが、今日こうして法案を御審議いただきますまでに、廃棄物の処理処分について十数年の間さまざまな角度からの研究が行われ、検討が行われてきたわけでございまして、詳細さらに政令等にゆだねるべき部分もございまして、処理の仕方については、私も十分に研究を積み重ねた上で法案の検討に当たってきたということでございます。現時点、こうした考え方に沿って委員の皆様方の御審議をいただいで方針を確定していきたい、こう考えているところでござい

○堀出啓典君 昨年の十月八日に原子力委員会の放射性廃棄物対策専門部会が報告書を出し、さらには昨年の十月十一日に原子力安全委員会の放射性廃棄物安全規制専門部会が報告書を出して、今回の法案もこれに基づいておると理解をしておるわけでありますが、この二つの報告書はこれは政府の今後の放射性廃棄物の処理の方針であると、このように理解していいの、あるいはこの報告書以外に政府の何か方針みたいなものがあるのかどうか、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(辻栄一君) いずれも、両報告書とも原子力委員会及び原子力安全委員会の議を経まして委員会決定となつておるものでございまして、これが我が国の廃棄物政策の基本方針として位置づけられておるものでございまして、両委員会設置法に基づきまして、原子力委員会の決定、安全委員会の決定については政府はこれを十分に尊重して進めるということでございまして、これが政府の政策であるというふうに私も理解しておるわけでござい

○堀出啓典君 ただいま長官からいろいろお話がございましたが、私たちもやはり廃棄物の処理というものが原子力発電における一番大きなネックの一つだと。軽水炉の運転においてもかつてはいろいろトラブルもありましたが、今はほぼ技術陣はそれを解決して、日本の原子力産業会議にして

も世界が注目をして、アメリカからもヨーロッパからも日本へ来て日本を学ぼうというところまで来ておることは私たちも高く評価しておるわけでありまして、ただ廃棄物の処理についてのみトイレなきマンションなんて言われまうと非常に痛いわけで、この点の解決が急がれることは私たちもその気持ちはわかるわけでありますが、しかし急がば回れということがあるように、余り急いで事をし損ずる場合もあると思うんですね。

衆議院でも、政令が全然決まらな、何もかも政令任せじゃないか、だから国会は白紙委任をして白紙委任の法案じゃないかという、こういうような意見もあるわけでありまして。確かに、今同僚委員から質問がありました、いわゆる埋設する廃棄物をどういうものかを決めるかというこの政令等には、これはまだ原子力委員会が、あるいはさらにはIAEAが検討していると。いわゆる無拘束限界値をどこに置くかと、こういうような問題についてはもちろん今決めると言つても決まらな、と思ふんですけれども、これはやはり世界的な決定を待ち、そして日本の原子力委員会がある程度数値を決めて決定する。しかもその決定には原子力委員会も参与して決定をするという、こういう問題は私は後にしてもいいと思うんですけれども、そのほかいろいろなそういう政令において、何もこういうものを待たなくても科学技術庁なり総理府なりにおいて当然決められる政令も大分あるわけですから、やっぱりそういうものもちゃんと準備して、そして法案の審議をするということが必要なんじゃないか。

これはいろいろな法案でよくそういうことが論議されるんですけれども、特に今度の法案においては今までにない一つの道を歩もうとしているだけに、私はもうちょっと政令等も具体化して、あるいは総理府等も具体化して、やっぱり資料として提出すべきではなかったかという気がするんですけれども、そういう点はどうなんでしょうか。

○政府委員(辻栄一君) 先ほどからその点につき

ましても種々御質問をいただいた点でござい
ます。私どももそういうふうな段取りで、できれば
そういう方法もとりたいとは思いましたが、作業
の現状からいいますとまだその数字が具体的に
決まっていけないという点で、そういった問題に
ついてはこれからという話に相なるわけでござい
ます。ただ、こういったたぐいの法律の際にはいつ
でも議論があるところでございますけれども、こ
ういった政令、府令は通常我々の作業といまし
ては、法律が確定した後に成文化作業に入ると
いうのが私ども大體通常のプラクティスでござ
いますので、この点はひとつ御了承をいただき
たいと思っております。

基本的な数字の基本理念につきましては、もう
既に、例えばIAEAにおきまして廃棄物の無効
東限値等を定める場合の基準として、その無効
東限値を定めたことによる人体に対する影響は
年間一ミリレム以下に抑えるという国際基準も
既に決まっておりますので、そういった
枠内において細かい具体的な作業をこれから進め
る。しかも、それももう近くできるわけでござ
いますし、それらを踏まえて私ども政令作成ある
いは府令作成を急ぎたいと思っておりますので、こ
の点はひとつ御了承をお願いしたいと思つた
のでございます。

○塩出啓典君 通例、法案の審議で必ずしも政令
の内容まで示されることのない場合が多いことは
承知しておりますが、しかし今回の法案は
非常に反対の勢力も強いわけですし、そういう場
合には、政府から見れば何でもないことでもやっ
ぱりまた反対側から見れば何かあるんじゃないか
という、こういう邪推を生む。邪推でない、そ
ちの方が正しいかもしれないけれども、そうい
うような思いを抱かせることになるわけで、だか
らこういう法案であるだけにできるだけ、自主、
民主、公開というのが原子力基本法の原則です
から、そういう点から言えば早目にオープンにし
て、そして審議していくことがやっぱり国民の理
解を得る道ではなかったかなと。そういう点で今

後の科学技術庁の一つの政策遂行において、常
にそういう反対意見に対する配慮というものがな
ければなかなか物事は進まないんじゃないか。そ
ういう意味で私は、できるだけそういう点を明ら
かにして反対意見に対してもこたえていく、でき
限りのそういう誠意と努力を示していただきた
い、このことを要望いたします。その点長官ど
うでしょうか。

○国務大臣(河野洋平君) 大変御懇篤なる御注意
をいただいております。

政令の中身等につきまして衆議院の委員会
でもいろいろ御指摘がございました。中身につ
いては少なくとも考え方をメモにして提出をさせて
いただいております。先生からの御注意を十分受け
とめて、今後の作業のときの心構えとさせていただきます
と思っております。

○塩出啓典君 それともう一つは、この法案につ
いての意見は、非常に後追いのではないかとい
う、こういう意見があります。

ここで御尋ねをいたしますが、今度の法律に基
づいていわゆる廃棄業者、廃棄物埋設を行う業
者、さらには廃棄物管理を行う業者というものが
事業の認可を受けるようになっておられるわけで
ありますが、これは必ずしも一つではない、複数あ
つてもいいという、法律の建前はどのように私は理
解をしておりますが、その点でよろしいんで
しょうか。

○政府委員(辻栄一君) おっしゃるとおりでござ
います。

○塩出啓典君 ところが、この法律ができる前に
廃棄物埋設あるいは管理の業者が既に決定をして
おられるわけでありまして、事実上つきり決定をして
いるように理解をしておられるわけで、そういう意味
で、会社ができ、その会社を認める法律が後
からできるといことは確かに余り好ましいこと
ではない。そういう意味では後追いのではないか
という、こういう意見はなるほどひとつもたなど
これは実際にはやむを得ないにしても、そういう

点で後追いのであるという批判は受けなければ
いけない、これはどうですか。

○政府委員(辻栄一君) 先生おっしゃる意味にお
きましては、法案提出が遅きに失したということ
ではなかったかなという気もいたすくらいでござ
います。ただし、先ほど長官も御説明いた
しましたところでございまして、こういった一
連の作業につきましてかなり古い歴史を持って
いるわけでございまして、昭和四十七年に原子力
開発利用長期計画において、今後の廃棄物処分
について海洋処分と陸地処分を並行して進めるとい
うことが計画に記述されて以来、原子力委員会に
おきまして何回も専門委員会を開きまして、こ
の辺の政策のあり方等についての検討を進めてき
た。

それから先ほど長官から申し上げましたよう
に、それを中心としていろいろな研究が原子力研
究所あるいは動燃事業団を中心として進
められてきておりました、これにつきましては昭
和五十七年以降、今度は原子力安全委員会の方に
低レベル廃棄物の陸地処分に関する安全研究計画
というものが策定されて、鋭意いろいろな作業を
進められてきた、そういった諸準備が相整ったと
いうところで具体的なプロジェクトとして電気事
業者が青森県六ヶ所村にサイトを求めてやるとい
うのが出てきたわけでございまして、私どもこう
した一連のプロジェクトあるいは研究の進め方、
それにさらにはここに法律案を提出されている作
業の進め方、こういったものが一連として出てき
ておられるわけでございまして、その点についてひ
つ御理解をお願いしたいと思っております。

○塩出啓典君 この点は今後の問題として、原子
力政策は長期的な展望に立つて順序を誤らないで
早目早目に手を打つようにまた努力を要望いたし
ます。

それからもう一つは、衆議院の段階でも問題に
なりまして、今度の法案に対するいろいろな意見
の中で一番大きな問題は、いわゆる発生者責任と

いうものがこの新しくできる会社に移ってしまう
のではないかと。そういう意味で、いわゆる発生者
と言えはいろいろな発生者がありますが、一番大
きなのはやはり電力会社じゃないかと思うのであ
ります。この電力会社の責任というものは、廃
棄物を埋設するあるいは管理する業者に渡してし
まえばあとはその会社の責任になるわけでありま
すけれども、原子力委員会もこの法案について
「発生者は、放射性廃棄物の処理処分に必要な費
用を負担することはもちろんのこと、その処理処
分が確実に実施されるよう、廃棄業者に対し適
切な支援を与えていくことが重要である。」と、こ
ういうような今年三月四日の原子力委員会の決
定、この法案についての決定の中の第二項目にこ
ういう内容があるわけで、私はそのとおりだと思
うんですけれども、それで具体的に電力会社はど
ういう形でこの原子力委員会の決定の趣旨を実現
するように担保できるのか、そのあたりにちよつ
と不安があるわけですが、その点はどのようにお
考えでしょうか。

○政府委員(辻栄一君) 私ども今回の法律を立案
するに当たりまして、原子力委員会決定の十月に
も発生者責任の問題は明確に記述されておるわけ
でございますので、その点についても十分注意は
したつもりでございます。よく衆議院の審議の際
に比較し持ち出されました廃棄物処理法との関係
についても検討をいたしましたわけでございまして、
実定規定の部分におきましては、私どもの今回の
法律改正は廃棄法の規定よりも何ら変わるところ
がないという形にいたしておるわけでございま
す。

ただ一つ申し上げたいのは、この原子力法等規制
法というのは安全規制を行う法律であるというこ
とから、一つの法律の性格といえますが、そうい
う面の限界があるわけでございまして、いわゆる
発生者責任の原則を法律で規制するというような
のはこの法律にはなじまないというところで、特
段その発生者責任についての記述はしていないの
でございまして、しかしながら、この原則につき

ましては、公害対策基本法第三条による事業者の廃棄物関係の責任、発生者責任の問題はこれは原子力事業者にもかかるという基本的な考え方のもとに処理しておるわけでございます。すなわち、そういった基本的なものについては公害対策基本法の三条をベースとして物事を考える。実体規定につきましては、廃掃法とほぼ同じ規制によりまして安全確保をやっていくと、こういう考え方で法案の構成を考えたわけでございます。

そのほかの問題といたしまして、やはり廃棄物事業者というものを設立いたしました場合に発生者責任が問題になるわけでございますし、特に原子力の世界におきましては、電気事業者というものが格段に強い経済的基盤を有しておると。規制法関係の対象事業者につきましても、電気事業者以外にももろもろの弱小事業者がいるわけでございますが、電気事業者が非常に経営基盤が強いということから、電気事業者の発生者責任がどうなるかなどという議論がクローズアップしてくるのではないかとこのように考えておるわけでございますが、しかしこれについては、基本的な理念につきましては、先ほどの公害対策基本法の三条で考えればよい。

あとPPPの原則でございます。廃棄物についての費用負担の原則というのは、これはもう法律で規制するまでもなく、今度の廃棄物事業者に対する、廃棄物事業者の収入というものはすべて発生者がその経費として負担することになるわけでございますから、この点につきましても特段の法律の規定を置かなくてもPPPの原則は確立されるわけでございます。そうしてまいりますと、現在廃掃法レベルでの発生者責任の問題は私どもこの原子炉等規制法できちと整備されておるというふうに理解しておるわけでございますが、残るところは、それでは引き受けた廃棄物事業者の経営基盤の問題であらうかと思うわけでございます。

これは廃掃法でも廃棄物事業者の経営基盤の問題は法律上で規制している問題でも何でもござい

せんし、どだい一つの企業体でございますから、その経営基盤について法律でどうのこうのという話ではないということで、むしろこれは電気事業者がきちと廃棄物事業者の経営について責任を持つて応援をし支援をする、こういう政策の問題であらうという考え方から、原子力委員会がこの発生者責任を廃棄物政策の基本として位置づけたというものがこの三月四日の原子力委員会決定でございますが、この線に沿いまして私ども今後とも電気事業者を指導してまいります、こういう考え方で廃棄物事業者の経営安定を常に心がけていくということでございます。今回の法律改正全般につきましても発生者責任につきましては、以上申し上げましたようなことで発生者責任を担保していくという考えでございます。

○塩田啓典君 今、産業廃棄物処理、いわゆる廃掃法でございますが、そのお話がありました。それが今回の法案とは同じ内容である、そういう点は理解をいたしました。

ただ、この場合、発生者が事業者による廃棄物を渡した。渡す段階において、渡したものに、例えばこれだけの放射性廃棄物が入っているという、そういう条件に反して渡したとすれば、そのためにトラブルが起きた場合は発生者の責任。しかし、ちゃんと契約どおり発生者が何ら責任がない、きちとしたものを業者に渡したところが、業者の方のミスで非常にトラブルが発生した。こういう場合は発生者には責任はない、あくまでもこれは事業者の責任である、こういうことになるのじゃないかと思うのです。

これは確かにそれしか方法はないのかもしれないけれども、いささか電力会社、発生者がさらにもうちょっとそういう事故の起こらないように事業者の運営にももっとタッチしてもらいたいという気がするのですけれども、結局今の法律では発生者が廃棄物を事業者に渡した、その渡す上において何らミスがなければ、あと事業者の責任のもとにトラブルがあった場合、その責任は全部事業者が負うものであつて発生者までは責任

は及ばない、こういう内容と理解していいわけですね。

○政府委員(辻栄一君) おっしゃるとおりでございます。この問題につきましては、昨年十月の原子力委員会の報告書にもはっきり記載されておりまして、安全確保の責任につきましてはこれを廃棄物事業者に一元化するというのが安全規制をより適切に行っていく上には必要であるという結論を出しているわけでございまして、発生者責任をどこまで追いかけるかという問題と、安全規制をどうやってやるのが最も適切な規制のやり方であるかという問題と、さらにあわせて今回原子力損害賠償法の一部改正もやっておりますわけでございまして、万が一事故が起こった場合の地元住民の救済について現行法より今度の廃棄物事業者の責任を集中させた方がいいかという問題については、非常に長期間にわたりまして重点的に検討が行われた結果の結論でございます。

結論といたしましては、廃掃法と同じ仕組みにするべきである、すなわち廃掃法におきましては発生者の責任というものを、事業者は「自ら処理しなければならぬ」と書いてありますが、その「自ら処理しなければならぬ」の自ら処理するということとはどういうことかとすると、自分で処分をする場合には自分できちとやる、廃棄物業者には処分を頼む場合にはきちとした廃棄物業者を選びなさい、お渡しするときはどういふものであるかというのを正しくお伝えしなさい、ここまでする。このことは廃掃法の十九条の二という規定を見てもみますと、よりはっきりしてくるわけでございまして。

十九条の二に「措置命令」というのがございまして、もしその廃棄物によりまして公害が発生するおそれがあるという場合には、都道府県知事等は当該処分を行った者に対して改善命令を出すことができる、こういうことになっております。したがって、「当該処分を行った者」というのは、発生者が自分でやった場合には発生者、それから法律に

よつて正当に廃棄物業者に委託をした場合にはその廃棄物業者を「当該処分を行った者」として措置命令をかける、こういうことを書いておるわけでございまして、こういう仕組みにつきましては、私どもも原子炉等規制法におきまして、例えば原子炉設置者に対する規制として第三十六条という規定がございまして、この規定によりましてほぼ同様なやり方をもって規制しておるわけでございまして、こういう点から私どもも大体廃掃法と同じやり方での規制をやっております。しかも、それについては、責任問題については原子力委員会でも十分その辺も勘案しながら検討した結果を尊重してやっております。

○塩田啓典君 現在はこの新しくできる、一部既にできている会社ですけれども、これは電力会社が出資者にかかると、七割ぐらいですか、私細かくはまだ聞いておりませんが、半分以上は電力会社が出資者になっておる。そういう意味ではある種の電力会社の責任は及んでおるわけですが、これは将来この電力会社の出資というものは義務づけられておるか、ある時期においてこの株をほかの第三者に売つても差し支えないものなのかどうか。というのは、この事業は十年、二十年、三十年の問題でなしに、さらに五十年、百年となつちやうと思ふのですけれども、そういうことは政策的にできないということはあるけれども、法律的にはどうなつておるんでしょうか。

○政府委員(中村孝君) 法律的には株を売買していけないとかいう規制は少なくとも現在までの法律ではないと思ひますが、行政指導でいまして、原子力委員会の決定にもありますように、この事業といふものは、処理処分が確実に適切に行われるよう発生者は支援をしていくべきだ、こういう考え方が示されておるわけでございまして、その原子力委員会の決定というものは一つの行政の指針でございまして、私どももその線に沿つて指導するということになりますし、電気事業者もこの法案の提出に当たりましては廃棄物業者に対する適切な支援を行っていくことを自分た

ちの責任と考えておるということを明言していることでもございますので、そういう意味で、少なくとも株を売って自分たちがその会社の運営に発言できないような、そういう立場になることはないと考えておりますし、私たちもそのような指導はするつもりは全くございません。指導するつもりはないと言ふとちよつと誤解を受けるといけないので、私もはそういうことのないように指導をしてまいる所存でございます。

○塩田啓典君 この点は我々も非常に心配な点もあるわけで、しかしこれを法律に明記して株を売つちやいかぬとか、そういうようなこともなかなか難しいことだと思ふんですが、この趣旨をぜひ将来ともにやはり守つていただきたい。

それから最終的にはこの会社に対する政府の責任というのはどうなりますか。新しくできる事業者に対する政府の責任ですね、これは当然この会社がいまだ認可を受けるというのには、総理大臣がこれを申請によつて認可するわけですから、だから電力会社がどうあるとも最終的にはやはり政府がその会社の運営については責任を持たなければいけないんじゃないか、僕はこれがこの法律の体系ではないかと思ふんですが、その点はどうお考えですか。

○政府委員(辻栄一君) この廃棄事業者はやはり一民間企業、株式会社でございますので、法律的に会社の運営について政府が責任を持つということにはちよつと難しかろうと思ひますけれども、ただ、先ほど申し上げましたように、発生者責任ということで原子力政策の中できちつと位置づける、そして今後も政府の政策方針としてこういうものについて、電気事業者が十分に将来ともにわたつて支援をしていくということ、その方針をもつて今後の行政指導に当たるといふことであらうかと思ふわけでございます。

○塩田啓典君 しかしこの法律には、何条でしたか忘れましたが、ともかくこの法律に基づいて事業者が申請をする、そういうときにこの仕事を遂行するに足る技術的な能力、それから経理的な能力

力というものを基準に基づいて内閣総理大臣が審査をして許可するわけですから、やつぱりこの会社は絶対につぶれては困るわけですね。未来、将来にわたつてもそのようにならないように監督してもらわないと、最初出発するときは経理的な基礎、技術的な基礎は電力会社が株主であれば心配はないと思ふんですが、これは認可のときだけオーケーではなしに、将来にわたつても政府が責任を持つて指導してもらわないと、今の原子力安全局長のような答弁ではちよつと私は法律の趣旨にも反すると思ふので、その点はどうなんですか。

○政府委員(中村守孝君) 廃棄物処理事業が今先生御指摘のように立ち行かなくなつて一番困るのはだれかということでございますが、これは電気事業が原子力発電をここ二十年ぐらいたつてやめてしまふという話になるとあるいはそういうような仮説的な話があるのかもしれないが、原子力発電といふものを続けていく限り、廃棄物処理事業、廃棄物処理の面においてもおかしなことになる、これはもう電気事業自身の問題であるわけでございます。電気事業者がその廃棄物の処理を人任せにしてその会社が野たれ死にするというやうなことは、まず私はそういうやうなことをするとは考えておりませんけれども、そのやうな事態にならないやうに政府が責任を持つて指導していかなければならぬ。そういうことに立ち行つたらどうするかというよりも、立ち行かないやうに事前にいろいろな手を打つていく必要があるやうかと考えております。

○塩田啓典君 今、五十一條の三には「許可の基準」として、内閣総理大臣は申請があつた場合には次に該当している場合でない許可をしてはいいかぬ、それは、その一に「その許可をすることに於て原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと」、二番目に「その事業を適確に遂行するに足る技術的能力及び経理的基礎があること」、三に「廃棄物処理施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備が核燃料

物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること」といふ、最初の許可の基準はそうなるわけですが、これは最初だけで、後は定期的に、こういう条件も変わる場合があると思ふんですが、そういう場合に関与できる道はあるんでしょうか、この点はどうなんでしょうか。

○政府委員(辻栄一君) おつしやるとおり、認可の段階では計画的遂行並びに経理的基礎についての審査を厳重に行つてまいりたいと思ひます。それによりまして、この会社が将来にわたつて十分に経理的にも安定して経営できるかどうか、要するに廃棄物処理のときに料金をもらうわけでございますから、そういうシステムが十分に将来的にもペイできるやうな体系であるかどうかといふことも含めて十分審査してまいりたいと思つておるわけでございますが、将来につきましては、認可以降の時点に關しましては、その後の諸種の保安規定の認可であるとかあるいは立入検査その他によりましてそういう事態については見守つてまいりたいと思ひますけれども、具体的に会社が傾きかけたといふやうな場合にどうするかといふ問題につきましては、これは政策の問題であらうといふやうに考えております。したがって、この点につきましては、原子力委員会の決定を基本政策といたしまして、今後そういう事態が発生した場合には政府としても十分な対応を政策として行つていく、こういう方針でございます。

○塩田啓典君 すべてのことを法律で決めるということはできないことですが、どんな立派な法律があつてもその運用が悪ければうまいいかないと思ひますし、そういう意味では私たちが心配する点は、原子力委員会の決定にあるわけですから、政府としてこの原子力委員会の決定がそのとおり実行されるやうに今後とも責任を持つて、科学技術庁あるいは内閣の責任のもとにおいてやつていただきたい、このことを強く要望したいわけですが、その点についての長官の決意を伺つておきます。

○國務大臣(河野洋平君) エネルギー政策と申しましようか、原子力政策の根幹をなす問題でございますから、私も、今先生いろいろお述べをいただきましたけれども、この問題を上手に指導するといふことと同時に、この法案検討に当たつて常に考えてまいりました廃棄物の処理処分が適切にあるいは確実に行われるといふことのために全力を尽くさなければならぬといふふうに思つております。科学技術庁は科学技術庁の立場で適切な指導を行うべく努力をしてまいります。

○塩田啓典君 それから高レベルの廃棄物につきましては、今回は廃棄物管理をするといふ業者が決められておるわけですが、しかし廃棄物の管理のみならず処理業者も必要ではないか。永久にやはり管理業者のみでいくのか、あるいは高レベル廃棄物を処理する者も私は将来必要になつてくるんじゃないかと思ひますが、その点はどうにやらせるんですか。それはいつ決めるんでしょうか。

○政府委員(辻栄一君) 今回の法律改正におきましては高レベルの本格処分についてはまでの手当てをしておりません。これは、原子力委員会の先般の廃棄物に関する決定におきまして、高レベルの廃棄物については国の責任においてやる、その進め方については今後原子力委員会でご意見をいただくことが決定されているわけでございます。その線に従つて今後原子力委員会で精力的に検討が進められることになると思ひます。その結果、今後の管理体制、国の責任といふものをどういふやうな形で管理体制を具体化していくかといふ問題が漸次固まつてまいりました段階で私も法律の改正といふことを考えてみたいといふのが、私どもの今回の法律立案についての基本的な考え方でございます。それまでの間は、この法律の運用によりまして高レベルの本格処分についてはこれをやらせないといふ方針でまいりたいと思つております。

○塩田啓典君 そうすると、高レベルの廃棄物につきましてはいわゆる廃棄物管理をする業者が決

められ、また一方ではそういう試験が北海道でも行われているわけですが、最終的には高レベルの廃棄をする者は政府である。そうすると、政府のどこでやるのかというのはいつごろ決める予定なんでしょうか。大体いつごろになりそうなんですか。

○政府委員(中村守孝君) 高レベル廃棄物につきましては、現在動燃事業団の再処理工場から出るものと、それから返還廃棄物という形で返つて来ているわけでございまして、この返還廃棄物については北に予定されております再処理工場を建設する原燃サービスが保管管理するという格好になるわけでございまして、その間はしたがいがまして管理としては原燃サービスと動燃という二つのものがあるわけでございまして。それを三十年ないし五十年先にいわば最終処分、我々は深地層処分というのを計画しておるわけでございまして、その処分主体をどこにするかという点につきましては、この前の原子力委員会の専門部会での討議でも、国の関係する事業体がやるならば動燃事業団がやたらいいじゃないかという考え方も出たわけでございまして、その点につきましては最終処分の体制について政府の責任においてはつきりさせなければいけないわけでございまして、まだ事業主体を具体的にどこと明示してやるには時期尚早ではないかという意見が強くございまして、そういうふうなことも踏まえて、この間の原子力委員会の専門部会ではその主体については決めませんで、その報告書の中で「主体については、開発プロジェクトとの連続性の確保にも配慮しつつ、開発プロジェクトの今後の進展状況を見極めた上で、適切な時期に具体的に決定するものとする。」、こういう形になっております。

おるわけでございまして。

○堀出啓典君 今回の法案で事業者ができて、それだけでトイレなきマンションにたえるトイレとしてはいまだ完全とは言えないわけで、最終的にはそういう高レベルの廃棄物を未来にわたつてどのように処理していくかという技術が確立されなければいけないと思うのであります。これについては政府においても努力をされておる。世界的にはガラス固化法が主力のように聞いているわけですが、オーストラリアではシンロツク法で、こういうもので我が国の原子力委員会もオーストラリアに協力をしているという方面も研究しているように聞いているわけですが、こういう技術は本当に確立されておるのかどうか。というのは、非常に長い、本当に何十年、何百年あるいはもっとそれ以上の長い期間においてそういうガラスというものが風化しないのかどうかという、こういう問題になってくるとこれは非常に難しい問題であつて、私たちもやっぱり将来に対してまで責任を持たなければいけないと思うんですけれども、そういうような技術の確立というのは今のどの程度までいっているのか、見通し等はどのようなんでしょうか。

○政府委員(中村守孝君) 先生御指摘のように、高レベル廃棄物の最終的な処分のために、その形態といたしまして現在ガラス固化技術というのが世界的に開発が進められ、もう既にフランス等においては実用に供されておるということでございまして。この技術につきましては、最終的な地層処分との関連においてよりよい技術が出てくれば地層処分の方が案になる、こういったようなこととの関連におきまして技術というものはどんどんいい技術を生み出していくことは必要でございまして。

そういう意味で、シンロツクの技術につきましても、日本としてもオーストラリアと協力して取り組んでおるわけでございまして。現在既にガラス固化技術につきましても、一応最終処分するにつましましては十分な適合する技術であるという認識

が国際的にも確立されておるところでございまして。このガラスにつきましては、多種類の元素を均一に溶かし込んで内部に封じ込めることができるという特性を有しております。過去のいろいろな遺跡からもガラス製品が発見されておることでもわかりますように、長期間にわたつて非常に安定な物質でございまして。それから過去人類がガラスの製造技術というのにつましましては非常に長い歴史を有して、技術的にも完熟度が高いというふうなことから、この高レベル放射性廃棄物の固化に使うのに非常に最適なものではないかという点で、各国ともこの技術の開発を進めてまいりました。

ガラスと申しましても材料はいろいろあるわけですが、化学的にも非常に安定性にすぐれた硼珪酸ガラスというものが世界的にも使われておるわけでございまして。この硼珪酸ガラスというのは、いわゆる試験管とかビーカーとか化学実験、いろんなものに使われるように、非常に薬品にも強い安定したガラスであるわけでございまして。ガラス固化技術につきましては、既に国内的には動燃事業団を中心にして研究開発を進めてまいりました。いわゆる放射性のものがいない状態での模擬固体、これは成分は全く同じでございまして、そういったものでは実物大での実験も全部済みました。実際の廃液を使つたもので現在最終的な確認作業をやつておるところでございまして、安全性の点、例えば放射線に対するガラスの変化がどうなるかというふうな影響等につきましまして、安全性の面については原子力研究所でやつておるところでございまして、動燃事業団におきまして近くガラス固化のためのプラントも建設する予定にいたしております。

一番進んでおりますフランスでは、我が国の場合と異なりまして、異なるというものは加熱方法が異なるだけでございまして、ガラスの内容とかそういったものは同じでございまして、そういったものをマルクルの再処理工場において既に実用いたしております。一九七八年以来既に約千二

百本のガラス固化体が製造された実績がございまして、こういったものを踏まえて、現在ラアーグに建設中の再処理工場におきまして大型のガラス固化プラントを建設中でございまして。それからこの技術は英国にも導入されまして、英国でもこの技術を用いたセラフィールドの再処理工場、大型の工場を今建設中でございまして、これにも同種のものをつくる予定でございまして。また、西ドイツでは我が国と同じような加熱の方法でやつておりました。これはベルギーと共同で開発いたしております。既にこの方式によりましてガラス固化プラントがベルギーのモルにございまして再処理工場において建設され、昨年十月からホツトの運転に入つておる、そういうような状況でございまして、世界的にも技術的に確立されている状況にあるわけでございまして。

一方、シンロツク固化法につきましては、チタンとかジルコニウムというふうな酸化粉末と高レベル廃液を仮焼しまして、仮焼といいますが、仮焼した粉末のものを一緒に混ぜまして高温で圧縮焼結する、いわば人工的な岩石をつくつてしまおう、こういう種類の技術でございまして、固化体の浸出率とか長期的安定性という面ですぐれている性質があるわけでございまして、一方では結晶質ということになるわけでございまして、それを構成する核種の組成が変動した場合に安定性があるかどうかというふうな難しい問題もございまして、現在基礎的な研究の段階にあるわけでございまして。我が国の原子力研究所とオーストラリアの原子力委員会の研究所との間で基礎的な研究を進めておるところでございまして。

○堀出啓典君 ただ、この安全性は、十年とか二十年とか三十年というのは、それだけ時間がたてば結果はわかると思うんですけれども、じゃそれより百年先、将来のことはどうなるんだ、こう言われると、我々もどうなのかなというふうな気がするんですけれども、その点はどのようにお考えなんでしょうか。

○政府委員(中村守孝君) 今のガラスの安定性に

つきましては、いろいろな遺跡から発掘されておりますガラス製品等の例から言いましても、相当長期に安定したものであるということはおわかりいただけるかと思いますが、例えば安全性の点で一番問題になりますのが、そうやつても高レベルの放射線が入っているんだから、その放射線が当たったためにガラスが変質してしまうんじゃないかというようなことをよく言われる方もあるわけですが、これは幸い加速試験という方法がございまして、実際に含まれる放射性の物よりもさらに強い放射線の物質を入れてまして加速試験をするということが出来ますので、これで原研で実験しておりますが、既に一万年相当の間は大丈夫であるというようなデータが得られておりまして、非常に安定したものでございます。

それからこれは最終的に地層処分するときはガラス固化体だけで閉じ込めるということでなくて、ガラス固化体から万一水に漏れ出たものが再び人間界に帰ってこないように、そのガラス固化体の周辺にさらに補強的な人工的なバリアを設ける、さらにはその周りがいわば岩石とか自然の土壌その他によるいわゆる自然のバリア、そういったものによって再び人間界に戻らないようにしよう、こういうことでございまして、ガラス固化体だけで足るのでんなどころにも埋めていい、こういうようなものと我々は考えておりませんで、人工バリアとか自然バリアとか、そういったものを考えて適当なところに地層深く埋設する。そういうことによつて再び放射能が人間界に戻つてこないように、人間の生活圏に戻つてこないように、そういうような処置を施すということを考えておるわけでございます。

○塩田啓典君　そういう点はひとつ技術の確立に努力をして、この成果をまた国会にもいろいろ報告をしていただきたい、このことを要望しておきます。

それでは二、三法案の内容についてお尋ねをしたいと思ひます。

「廃棄物埋設に関する確認」というのが五十一

条の六にございしますが、これは廃棄物の埋設施設あるいは廃棄物埋設施設に入れる核燃料物質、そういうもの及びこれに対する保安の措置が総理府令で定める基準に適合しているかどうかということとを、総理府令で定めるところにより総理大臣の確認を受けなければならないという、そしてまずこの総理府令で定める技術上の基準あるいは総理府令で定める総理大臣の確認というのは具体的にどういうことを考えているのか。これは総理府令ですから今後できるんじゃないかと思うんですが、これも、考え方。それともう一つは、これを総理府令にかつてこの確認を行うものをつくる、こういうのがたしかあつたわけでありまして、これはどういう機関、どういう法人を考えているのか、これをお尋ねいたします。

○政府委員(辻栄一君)　今度の改正案の五十一條の六第一項に定めます総理府令、これは廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置についての技術上の基準を定めるところのものでございします。具体的には、埋設の用に供しますコンクリートピット、これの材質であるとか構造であるとか、強度等についての技術基準を設けること。それから周辺の放射線の漏出がないかどうかということについてモニタリングをすることにするわけでございますが、こういったモニタリング機器の性能であるとか配置であるとか、そういうようなものについての基準を定めるところ。それからもう一つは、地下水とか雨水等がこのコンクリートピット内に流入するということは困るわけでございますからして、こういうものが流入しないような構造をどういうふうにしていくかというようなことについての技術的な基準を定めようというものでございします。

それから法案の五十一條の六の第二項の総理府令でございしますが、これは埋設しようとする廃棄物及びこれに関する保安のための措置についての技術上の基準を定めようというものでございします。具体的には、廃棄物を収納する容器の健全性をどういうふうにしたらいいか、それか

ら面形成のやり方についてのリスク、さらには廃棄物の放射線濃度、これは先ほどから議論がありましたが政令によつて定めるわけでございますけれども、それがこの総理府令によりまして同じことが規定されるわけでございますが、廃棄物の放射線濃度、それから廃棄物の表面の放射線の線量率あるいは表面の汚染の密度、こういったものが一定の基準以下でなければならない。さらには廃棄物に対する標識、表示、こういったものについての基準を定めるわけでございます。

そうして、これにつきましてはこの規定によりまして確認をやるわけでございますが、この確認につきましましては、確認の代行機関にやらせることができるというふうにしてございします。この代行機関につきましては、改正法六十一條の二十六の規定によるわけでございますけれども、指定機関の指定の基準の一つといたしまして民法第三十四条の規定により設立された法人であることというものを求めているわけでございます。したがって、このための指定機関となり得ますのは公益法人だけでございます、いわゆる営利法人は指定機関にはしないという考え方でございます。具体的には私もこれは申請によつて指定するわけでございますので、どういうことができてくるかという問題はありますので、ございしますけれども、私も念頭に置いておりますのは、この法律のほかにもう一つ放射線障害防止法がございしますが、この放射線障害防止法に基づく指定検査機関でございします財団法人放射線安全技術センターというのがございしますが、これがこの規定に基づく指定機関となるべく準備作業を進めているという状況でございします。

○塩田啓典君　今度の法案で溶接の検査をいろいろ公益法人にやらせる、これはやはり溶接箇所も非常に数が多いし、日本のそういう検査技術も非常に高いということで、これを民間に移行するといふのもやむを得ないんじゃないか、このように私たちも思っているわけですが、例えばこれから始めようとする廃棄物のそういう確認まで最初か

らもうそういう公益法人に任せてしまふというのはどうなのか、こういう問題はこれも総理府令で定めるところにより指定をするということとで、よく内容がわからないわけですが、そういう点はなぜ政府はそういうところに任せるのか、そして任せた相手はそういう技術的な面において心配がないかどうか、その点はどうなんですか。

○政府委員(辻栄一君)　廃棄物の確認につきましまして全部これを代行させるという考え方ではございしませんで、私も代行を認めるのは、廃棄物が埋設に適したものであるかどうかというこの確認についてだけ代行機関を認めるという考え方でございます。この確認は実際は各発電所からこれが発送されるときに行われるということになるわけでございますけれども、これを青森県六ヶ所村で受け入れる、受け入れたときに実際に埋設されるところの確認につきましては、これは国の確認官が確認を行うということで、まあいわば一つのダブルチェック的なことをやろうという考え方でございます。

廃棄物の確認がなぜ代行させても大丈夫なのかということにつきましては、これらの確認のうち廃棄物の確認は比較的作業が定型的手法も確立されているということから、専門的な技術能力があれば余りいろいろな行政的な判断等を加えた上での行政処分をする必要のない部分でございします。この代行機関によつて行わせますので十分確認の公正を期すことができる比較的単純な物理的な作業であるというふうに理解しているわけでございます。もちろんこの代行機関が十分な技術的能力がなければできないわけでございますので、この機関に対しましては幾つかの監督規定を設けているわけでございます。検査等の代行についてはほかのたくさん法律があるわけで、代行機関に対する監督規定も種々ございしますけれども、これにつきましては、今回の法案では大体各法律の一番厳しいところを選んだというように格好になっております。機関に対しても所定の基準を決めておりますし、役員等につきましても大臣

の認可にかかわらしめる、さらには確認員の任命につきましてもこれを政府の認可にかかわらしめるというような形で十分な確認能力のある機関に行わせるということにいたしております。この指定確認機関に仕事をやらせまう間につきましても、所要の厳しい監督規定を設けまして厳しく監督をしていくという方針で万全を期してまいりたい、かように考えているわけでございます。

○塩出啓典君 溶接の検査をやる法人にいたしましてもこういう確認にいたしましても、運用を誤らないように要望をいたしておきます。

それから第五十一条の二の「事業の許可」、この許可に当たって申請書を提出する中に、「放射能の減衰に応じた廃棄物施設についての保安のために講ずべき措置の変更予定時期」、これは私の理解するところでは、放射能の管理と申しますか、一、二、三、四と段階を分けてやる、こういうようなのが原子力委員会あるいは安全委員会の報告書に載っておるわけでありまして、そういうような意味であるのか。これは結局廃棄物の場合と管理の場合、管理の場合はなかなかゼロにはならないんじゃないかと思うんですけれども、その管理の場合はどういうようになるんですか、これをお尋ねします。

○政府委員(辻栄一君) 埋設の場合と管理の場合とは考え方を全く異にしております。埋設のときはつきましては、先生御指摘のように、最終的には長期年月の後放射能が減衰して無拘束限界値まで低くなるということを予定されるような低レベルの廃棄物でございますからして、先生御指摘のように放射能の減衰に応じてその管理も漸次低減をしていくという考え方が原子力安全委員会でも打ち出されまして、実際に当初予定しているところから放射能の減衰状況というのは物理的に計算できるわけでございまして、一定の予定期間の後にはどのぐらいに減る、その場合には次の第一段階から第二段階に移れるという時期が予想されますので、申請書にその予定時期を記載させるわけでございます。そしてこのときにやはり確認を

いたします。これは政府の方で確認をいたします。

それはそういうふうに段階を——失礼いたしました。確認ではございませんで、そのときには保安規定の改正を行うことになりまして、改正にかかわる認可をいたしまして行政上の介入をするわけでございましてけれども、その際に、当初安全審査の際に予定していましたが、当初安全審査の際には社会的な条件が当初の予定と相当大きな食い違いがあるかないかということについて十分な検討を行うわけでございまして、相当長期間のものでございましてからして、安全審査をやっている段階には地盤がしかりしていても、将来地震が起ることとか何とかで非常に地下水位に変動が起ることとか、そういうこともあるいはあるかもしれないということもございまして、段階移行のときにはその保安規定改正、その認可の時期をとらえましてそういう状況についてのチェックを行うということも考えておりますので、そういったことも含めまして申請書にその予定時期を記載せるといふ方式をとるわけでございまして。

ところが管理の事業の方になりますと、この対象物は、先ほどから申し上げましたように、レベルの高いものでございまして、高レベル廃棄物あるいはTRU廃棄物のように非常に半減期が長いので、管理を予定して三十五年あるいは五十年という期間の間には放射能の減衰ということも望むことはできない、そういうものでございまして。したがって、これにつきましては管理の方法の変更はせずといたしまして、管理施設周辺の施設については再処理工場あるいは原子炉施設と同じように毎年定期検査を行う、そういうことによつて放射能の閉じ込めを十分に行う、こういう考え方でありまして、名前としても管理の事業という名前前にいたしたわけでございまして。

で定める期間ごとに内閣総理大臣が行う検査を受けなければならない」という、これは一年、これはどうなんですか。いわゆるどういう施設が一年以上の政令で定める期間ごとに検査を受けるといふ、これは定期検査みたいなものですけれどもね、これはどうなんですか。大体もう一年なのか、一年以上になると十年も一年以上になるわけですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(辻栄一君) 高レベル廃棄物を保管する施設でございまして、原則的には、こういった放射能の閉じ込め関係に直接関係のあるようなものについては、再処理施設と同様毎年一回行うことにいたしたいと考えております。しかしながら、必ずしも管理施設の中にもそれほど厳密に定期検査を行う必要がないものもございまして、物によりましては二年に一回検査をするというものも出てまいりますが、例えばクレインのようなものでございまして、こういったようなものについても、これは労働安全衛生法ですとか、それらの方でもクレインの定期検査は二年ということになっておりますので、そういったものは二年にいたしたい、かように考えております。

○塩出啓典君 それから五十一條の十三では廃棄事業者について相続の規定が書いてあるわけですが、この相続というのは、このような会社の場合には相続ということが必要なのかどうか。我々はいま余り変なのに相続されたら困るわけですから、この点はどうかでしようか。

○政府委員(辻栄一君) これは特段の意図があるわけではございませんし、個人に相続があるということは予定しているわけではございませんけれども、原子炉等につきましても同様の相続に関する規定がございまして、この点は原子炉に関する規制と同じ規定を持ってきたということでございまして。

を交付を受けなければならないようにした理由は何か。

○政府委員(辻栄一君) これは警察庁の御要望によりまして入れたわけでございまして。こういったような物の運搬をいたします場合には、公安当局、警察といたしましては諸般の規制をやる必要がある、かかる観点から従来は届け出であつたわけではございますが、この届け出の際に証明書を出しましてその後の規制の便に供したいということからこのような規定を入れたわけでございまして。

○佐藤昭夫君 今回の法案において廃棄物管理の事業が新しく規定をされています。これは一般に高レベル放射性廃棄物を対象とするものと説明をされていますが、これは使用済み核燃料の管理も対象とするものでしょうか。

○政府委員(辻栄一君) 今回の法改正によつて創設しようとした廃棄物の管理は、廃棄物とされた核燃料物質または核燃料物質によつて汚染された物の管理または処理しようとするものでございまして、使用済み核燃料を廃棄しようとする管理するのではない限り廃棄物の管理には当たらないといふふうに考えておるわけでございまして。

○佐藤昭夫君 この法律上の対象となるかどうかは別として、政策上、使用済み燃料のままでの管理廃棄物というところは考えているのでしょうか。

○政府委員(中村守孝君) 我が国の原子力政策の基本といたしまして、核燃料サイクルというものを確立するということで、この中には当然のことながら使用済み燃料を再処理いたしまして燃え残りのウランとか新しく発生したプルトニウムを再利用する、これが資源小国としての我が国の原子力政策の基本であるということでございまして、この考え方は今全く変わっておりませんので、使用済み燃料そのものを廃棄してしまふという考え方は持っておりません。

○佐藤昭夫君 そうしますと、結局この管理の事業を今回の法律で創設をするということは、再処理事業ないし再処理海外委託、これを今後大いに推進するというような政策路線を前提としたもので

のだと理解していいわけですか。

○政府委員(中村守孝君) 今回の改正は、現実の問題となっており、廃棄物の処理処分、それに對する安全体制というものをどうするかという観点から今回の改正に踏み切ったわけでございまして、我々は使用済み燃料の再処理をしてアルトニウムを再利用するという考え方にいさかきも変わりありませんが、今回の法改正がそういうものを積極的に推進していくというような政策的意図のものに改正したとか、そういうたぐいのものではございません。

○佐藤昭夫君 しかし、今回の立法の前提として、再処理という事業は民間の商業ベースに乗る、その程度にまで今日技術が確立をきていて、という、こういう理解が前提といえますか基礎というか、なっているということですね。

○政府委員(中村守孝君) 再処理事業を民間において行うということにつきましては、五十四年の規制法の改正におきまして、それまでいわゆる再処理事業につきましては動燃事業団と原子力研究所ということになっていたわけでございしますが、これを民間にも行わしめたということでございまして、そのとき以来いろいろ準備を進めてきておるわけでございしますが、既に再処理の技術につきましては一番進んでおりますフランスにおきまして過去の二十年來の実績もございまして、ラアグに大型の工場を建設中でもございまして、イギリスにおいても大型の工場を建設中でもございまして、西独におきましても新しい再処理工場を建設計画の中、こういうことで、国際的に見ましても再処理技術が実用の域に達しているというものと私も認識しております。

○佐藤昭夫君 いろいろ外国の技術のことを挙げられましたけれども、この再処理の問題については、我が国の自前の技術で再処理事業を民間ベースに乗せるという、そういう技術的水準に到達をしているという考え方でいいですか。

○政府委員(中村守孝君) 我が国の技術だけで今すぐ大型の再処理工場ができるかということにつ

きましては、いろいろな設計技術の問題とかございしますが、動燃事業団におきまして東海再処理工場の長年にわたる経験によりまして、いろいろトラブルがございましたが、それを随時克服して今日、昨年などは七十トンを超える稼働をいたしたわけでございまして、こういった経験をいかして、例えば外国の技術につきましても十分なチェック能力もできております。そういったことで、我が国として再処理工場を今後大型のものをつくっていくということにつきましては、世界におきまして最先端の技術をいろいろ調査いたしまして、我が国の技術と国際的な技術、そういったものを総合的に調査して、その中から最良のものを採用していく、こういう考え方でございします。

○佐藤昭夫君 先ほどの答弁は、この第二再処理工場、これを動燃等で開発中の我が国の技術到達度、それは当然生かすわけけれども、それに加えて海外の技術導入、こういうのも大いに参考にしていくんだ、こういうことかと思うのでありますけれども、一方、この第二再処理工場については自主的な再処理技術確立の重要なステップとするというふうな位置づけられた例の昭和五十七年の長期計画、この趣旨、あるいはまた昭和五十四年の原子炉等規制法一部改正案、あの際の国会の附帯決議、このものと合致してない、反するんじゃないですか。

○政府委員(中村守孝君) 動燃の再処理工場につきましては、自主技術の開発ということで我が国における再処理技術の蓄積、経験をj得るということとで始められたものでございまして、これまでの経験というものは今後の民間の再処理工場にも大いに反映していくわけでございします。

(委員長退席、理事志村哲良君着席)

国会決議との関連におきましては、再処理工場の建設及び運転のための自主技術を開発し、動力炉・核燃料開発事業団において蓄積された技術と経験を十分活用することということで、その活用の仕方につきましては、現に動燃事業団、日本原燃サービスとの間では逐次技術協力がなされてお

りまして、五十七年の六月に技術協力基本協定を締結いたしました。その傘のもとで六十年二月には技術協力の実施に関する協定を結び、具体的に再処理施設の主体工程の設計の基本構想に関する調査あるいは使用済み燃料の受け入れ、貯蔵施設設計等に対するコンサルティング、それからウラン及びアルトニウム転換貯蔵施設等に関する概念設計、溶媒抽出プロセスに関する共同調査等々の問題につきまして動燃の経験を生かしておるわけでございします。それから研修員の受け入れとか、そういったような形で民間再処理工場の人材の養成にも貢献をしておるわけでございします。

今、技術の選択につきましては、その経営的な責任を有します原燃サービスにおいて種々検討をしておるところでございまして、その技術の採用の仕方につきましては、原子力委員会の再処理懇談会のおきましても、我が国の長期的な展望のもとに再処理技術はどう進むべきか、その中において民間再処理工場はどうあるべきか、こういったような議論もしております。その中で動燃のこういった経験を生かしつつ国際的にも最良の技術を採用して進めていくというじゃないかということとでコンセンサスが得られておるところであり、今後とも動燃事業団の経験を生かし、その技術の内容等につきましては自主的な判断をし、国内の技術を活用して再処理工場の建設を進めていく、こういうぐあいに考えておるわけでございします。

○佐藤昭夫君 たくさん言われるわけですが、もし、ぎょうさん言えどあれか当たるといふわけじゃないんですからね。極めて限られた持ち時間で、すからよく考えてもらいたいと思うんですけれども、要するに、動燃でやつている開発された技術の到達度、これだけでは自信がないと。もちろん大いに開発に努めそれを生かしていくわけだけれども、外国の技術も参考とし、そこからも取り入れていかなくちゃならぬということですね。ところが、参考にし採用せざるを得ないという例えはフランスの技術、これの現状がどうなっているかと

いうことでありますが、この委員会でもたびたび出ている話ですから多くを申し上げる必要もないかと思いますが、最近私もいろいろ目につく幾つかのことを取り上げてみますと、フランスの原子力安全最高会議、通称カスタン委員会、この報告書が一九八二年から三年にかけて三回出されております。その翻訳文が総評の「調査月報」昨年の七月号、ここにかなり詳しいのが出ておりますけれども、要するに即時再処理路線、これについていいのかどうかという疑問が再処理事業の先進国と言われるフランスにおいてきえ今日持ち上がつてきていると。そこで、即時再処理、それから暫定貯蔵をする、使用済み燃料のまま再処理しない、こういう三つのオプションがこのカスタン委員会の中で報告をされているわけでありまして、フランスにおいてこういう姿だと。このカスタン報告は御存じですね。

○政府委員(中村守孝君) カスタン報告というものが出されておるといふことは承知いたしております。

○佐藤昭夫君 次に、「原子力工業」昨年の十二月号、ここに動燃事業団の再処理部長という職にありまして小泉忠義氏、この方が「転機を迎えた熱中性子炉燃料再処理」という表題で最近における再処理の国際的動向をまとめた論文を投稿されております。

(理事志村哲良君退席、委員長着席)

そこで小泉氏は、フランスの工場、これはH A Oという軽水炉使用済み燃料の前処理施設をつけ加えたU P 2という工場、このU P 2、H A Oと日本の動燃東海工場との実績や稼働率についての比較を行って、ほぼ同じ傾向だと総括的にまとめておられるわけでありまして。言ってみれば、フランスの再処理工場、再処理技術は進んでいると言われているけれども、結局トランプル統きの動燃東海工場と大差はないというのがこの論文の結論じゃないかというふうには私は受け取るわけですが、最近の実績も上がつてきているということかも知

しれないけれども、そこには重大な見落としがあるわけでありまして、フランスの再処理工場の放射能環境放出許容基準、これはイギリスほどひどくないとしても、我が国の許容基準と比べたらけた違いにルーズだというのはこの前の委員会でも、安全局長の衆議院での御答弁にもあった。だから、もしも仮に東海工場の基準、日本のレベルの基準にしたなら、先進国と言っておるフランスの運転実績なるものも実際は大幅にダウンをするという姿にあるんじゃないか。だから、フランスの国内においてはそこそこの商業用として稼働しているからといって、日本にその技術を持ってきて同じように通用をするというふうに見たら大変ほぞをかむことになるんじゃないか。だから、フランスの再処理技術は、現在の運転実績からいっても安全基準という点からいっても、商業用として日本に導入するに値するほどの技術ではないと、十分慎重に見ていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○政府委員(中村守孝君) 現在いろいろ技術的な検討を進めておりまして、それはフランスのみならず、イギリス、西ドイツ、そういった国々の技術的な調査をしておりまして、フランスの技術に対する西ドイツの技術者の見解とイギリスの技術者の見解、いろいろそういう国際的な技術者の見解なども踏まえ、かつ、一番大事なのは我が国の動燃の再処理工場の経験でございまして、こういった経験豊かな動燃の技術者の意見も徴しながら、どういう技術を採用していいかという技術的な分析が行われて、その結果としてのどういう技術を採用するかということが決まってくるわけでごさいます。すべて、例えば今御指摘のU-P-2のプラントをそのまま持つてくるといふことはもちろんないわけでごさいます。

環境への放出ということにつきましては、特にそういう国による事情の違いというものは十分認識しておるわけでごさいます。その環境への放

出についても日本、イギリス、そういったところの中で一番いい技術を採用していこうということをやっておるわけでごさいます。U-P-2の実績も最近では非常によくなっております。過去において、それは初期のころにいろいろトラブルがあったというところは事実でございまして、U-P-2のU-P-2そのものの設計ということではなくて、その後の経験を反映した新しい設計、それからその後におけるいろいろの実物大の実験等も行つて、フランスでも行つております。そういったような研究データ等も踏まえながらこの民間の再処理工場の設計というものを固めていこう、こういう状況にあるわけでごさいますので、私どもとして今先生御指摘のように不安を持つておるといふことではございません。

○佐藤昭夫君 フランスの再処理技術に疑問を持つもう一つの証拠物でありますけれども、「原子力 その不安と希望」という表題で岸本康という人が書いています。この人は科学ジャーナリストで現在日本原子力文化振興財団の常務理事という方でありまして、この人の書きおろしというよりは、この方がこの本の中で引用をされておる大事な事柄があります。

二百四十八ページから二百四十九ページにかけてですが、フランスの原子力技術開発の文字通り総元締めであったバンドリエ氏が、昨年の十月の十四日、フランスの原子力庁四十周年記念式典記念講演で「再処理は大きく進歩はするでしょうが、しかしこの先二十年以内は無理である」と私は確信しております。現在のところ、速やかに再処理すべきだとする意見は弱く、世界で建設されるいくつかの新規再処理工場は、工場を建設する国が再処理技術を取得することを主目標とするようになるでしょう。つまり新規工場も実際には試験的な技術獲得のためのプラントにとどまざるを得ないということを行っている。もういいいよこれで実用化路線大丈夫というふうには太鼓判が押せるようなそういう現在の段階ではないということとであります。それで、なおそのバンドリエ氏、

この人の続く言葉ですが、「いざにせよ、使用済み燃料の大部分を長く貯蔵するような準備をしなければなりません」と述べているわけでありま

す。こういう事実、すなわち再処理技術が世界的にも確立したものだなどと全く言えない現実を無視して大型の商業用再処理工場を建設するなど進めるのは非常に危険な道じゃないか、安易な技術導入を既成事実化して事を進めるなど絶対に避けなくちゃならぬというふうに私は思うんですけれども、どうでしょうか。

○政府委員(中村守孝君) 再処理技術については今先生御指摘のようないろいろな慎重な御意見もあろうかと思いますが、私どももいたしましては、再処理技術によつて我が国の国内に再処理工場を建設して核燃料サイクルを完結するということでの重要な一つのかなめであるわけでごさいます。ここにおきましては我が国の動燃事業団の経験を生かし、我が国の技術陣の総力を結集して世界に運搬できる再処理工場の建設をして、ぜひとも円滑に運搬できる再処理工場の建設をしてまいりたい、かように考えておるわけでごさいます。今先生御指摘のようないろいろな人の御意見等につきましては慎重に耳を傾け、技術の選択、設計あるいは運搬に慎重を期してまいりたい、さように考える次第でございまして。

これは、主体的には経営責任を有する原燃サピスが最終的には判断し、決定していくわけでごさいます。そのもとでの当然安全上の問題につきましましては安全審査の段階できちつと安全審査をするわけでごさいます。原燃サピスにつきましましては私もいろいろ途中経過等の情報も聴取することもございまして、十分そういった原子力委員会の先ほど申しました再処理懇談会での意見等も原燃サピス自身も承知しておりますので、そういった国策との整合性を保ちつつ最もよい再処理工場の建設を進めるよう私も指導してまいりたいと考えておるわけでごさいます。

○佐藤昭夫君 これから大臣にだんだん質問が向

きますので、ひとつ御注意して聞いておいたいただきたいんですけれども、今までのところは再処理技術の現状、到達点、これが再処理事業としての性を急に商業ベースに乗せる、商業化をする、民間事業化をする、こういうやり方が後からしまつたということでは反省をしないかならぬようなそういう今の技術の到達度じゃないかということいろいろの例を挙げて申し上げました。

もう一つの問題は、急いで再処理を大規模に工場をどんどんつくつていくという需要の面から、果たしてそれほどせつぱ詰まつた姿にあるのかという問題であります。その点で実は最近まで原子力委員会を務められて現在は原子力委員会の参与ということになっておると思ひますけれども、島村武久さん、これは「エネルギーフォーラム」という雑誌のことしのついで最近の五月号、この誌上で対談をやつておる。その中で話されている事柄であります。再処理の需要というものを使用済み燃料の発生量で考えるのは誤りだと、いつどのくらい要るんだという観点から考えるべきだというふうに強調をしておられるのであります。この島村さん。

そこで、このブルトニウムの本格利用に結びつく高速増殖炉の実用化、これはいつごろを展望しているんですか。これをちよつとお聞きしたい。

○政府委員(中村守孝君) 高速増殖炉の実用化時期につきましては、現在の原子力委員会の長期計画では二〇一〇年ごろと、こういうことになっておりますが、最近の動向では若干これが後送りになるような動向にございまして。

○佐藤昭夫君 二〇一〇年、もう少し延びるだろう。それであればますます再処理を本当にそんなにせつかに急ぐ必要があるのか。先ほど来言つています技術的な実情、もつと基礎的な研究にじっくり時間をかけて、スロー・アンド・ステディでやつていくということこそが賢明な方向じゃないかという問題であります。とにかく今申しました原子力局長も務めた方です、あなたの方の先輩になるの知りませんけれども、その島村さ

んが現在も原子力委員会の参与というそういう位置にある方が、したがって我が国の原子力政策の基本部分にタッチをしておられる方でありますけれども、現在の我が国の再処理政策の重要な点に疑念を提起しておられるということで、これはかなり注目をしなくちゃならぬ発言だというふうに私は見えています。

この第二再処理工場について、八百トン・パー・年という大規模なものにスケールアップすることのそういう技術上の問題、あるいは外国からの技術導入に頼らざるを得ないという点、さらには需要の面から見て再処理をそれほど大規模な事業として急ぐ必要があるのかという点、いろんな点から見て疑問をこの島村さんは投げかけられておるわけですが、河野長官、原子力委員長としてこういう発言が出ているということを御存じでしょうか。

○国務大臣(河野洋平君) 雑誌の対談があつたというのを先生の質問の通告で承知をいたしております。

○佐藤昭夫君 多少お読みいただいたかと思ひますけれども、どのようにお感じになりますか、この発言。

○国務大臣(河野洋平君) 雑誌の中身はまだ十分読んでおりませんが、コピーを手にしてざあつと斜めに目を通した程度で、中身について感想を述べるほど熟読いたしておられません。

○佐藤昭夫君 ぜひひとつよく読んでいただきましたと思うんです。

そしてこの島村さんの言われているのは、疑問点を整理してそれをもとにして再処理の政策はいかにあるべきかという点で島村私案というものをつくつて、それを当時の原子力委員会の各委員に提示をした、おおむね賛同を得たと、こう書いてある。こうなりますと、一体今ほとんど進められようとしておる方針、路線、これとの関連はどうなるのかという疑問を持たざるを得ないわけですね。

そこで、こういうかなり重要な提起であります

ので、ひとつこの問題は、いろいろな角度から言いましたけれども、今回の法案で核燃料廃棄物の管理の事業というものを制度的に新たに起こすというこの法案、このことが、今の時期そこまで法律でいよいよ前面に出るというこのことの可否を判断するのに非常に重要な一つの私は素材だと思ふんです。こうした点で本法案の審議と深いかわりを持ちますので、とにかく原子力局長、原子力委員をやつたというふうな人の発言でありますので、そこで島村私案なるものを配つたというのでありますから、ひとつ科学技術庁は島村私案なるものを当委員会に資料として提出をいただきたい。

○政府委員(中村守孝君) 先生のペーパーにおけるいろいろな御発言は、かなり島村原子力委員一人の、思い込みというところも多々見られますけれども、誤解といひますか事実誤認的な発言も多々あるわけがございます。先生がいろいろ再処理問題について御意見をお持ちだつたということとは前からそういうことでございしますが、そういう御意見は原子力委員会の中でも、逆にいろいろな議論されて、原子力委員会の中で非常にそういうふうな議論も踏まえながら方針が決定されているというところで、民主的に運営されておるわけでございますが、ただいまの島村ペーパーを先生に配つたというのは、委員会の席上で配つたとか何とかいふことでは少なくとも私も承知しております。それは私的に配つたのかどうかは私どもは島村私案なるものを承知しておりますので、この委員会に配るといふような公的なものとは私どもも考えておりません。

○佐藤昭夫君 この席でそんなものが公的に配られたとは承知してないというふうにおっしゃつても、私は少なくとも相当の部数が出ているという雑誌に、現原子力委員会顧問、かつては原子力委員、原子力局長というふうな肩書の人が書く、対談が記事になっているというところですけれども、ということ、局長のそういう答弁であら

さようかということで簡単に引き下がるわけにはいかぬわけですね。

ですから、何もこれで重箱をつついてどうこうと、そういうことじやないんですけれども、今回の法案のこの管理の事業をいよいよ打ち出すというこの可否の問題を判断する重要な素材になりますので、昔のことですから、もう一通よく記録を調べてもらつてということ、委員長にも要望しておきたいと思ひますけれども、これは一つの重要な素材になりますので、ひとつ委員長としておしやるべき扱いの御配慮を、当局に対する御指導、勧告をお願いしたいということでありまして。

○政府委員(中村守孝君) 原子力委員会の事務局といたしまして、そのような資料を原子力委員会の席上でお配りしたことはございませんので、公的な資料でないものを御提出するというわけにはまいりません。もしあるとしても、私も承知してはおりませんし、あるとしてもそういう公的なものではないのを私どもからお出しするというわけにはまいりません。

○佐藤昭夫君 そのように言われても、少なくともこういう肩書の方がここまで書かれている、雑誌に。相当数出ている雑誌ですよ、これは。書かれておる。とにかく昔のことですからもう一通よく調べてみると、余りここで力んで頑張りぬともう一通よく調べてみるということも含めて、ひとつ委員長からのしかるべき配慮をお願いいたします。

○政府委員(中村守孝君) 元島村委員にどういふものかお尋ねしてみたいと思ひます。

○委員長(馬場富君) 佐藤君、時間が来ております。

○佐藤昭夫君 本日は終わります。

○山田勇君 発電用原子炉の炉型の開発計画についてまずお尋ねをいたします。

炉型開発計画については、原子力委員会では昭和五十七年に策定した原子力開発利用長期計画において将来の原子力発電の主流となる高速増殖炉、FBRの実用化目標を二〇一〇年ごろとして

おります。それまでのつなぎ役として新型転換炉、ATRの開発と軽水炉によるブルトニウム利用、技術開発を一九九〇年代中ごろまでに行うこととしております。通産省総合エネルギー調査会原子力部会では、昭和六十一年三月にまとめた軽水炉技術高度化計画において、高速増殖炉までのつなぎ役として次世代型軽水炉の開発を二〇〇五年ごろまでに行うこととしておりますが、これらの炉型開発計画について科学技術庁及び通産省のそれぞれの基本的な考え方はどういうものなのか、また両者の整合性についてどのように考えているのか、まずお尋ねをいたします。

○政府委員(中村守孝君) 高速増殖炉の開発につきましては、原子力委員会の五十七年の計画におきましては、我が国の炉型戦略として軽水炉からウラン資源を最大限に利用できる高速増殖炉へとこのことを炉型戦略の基本としているということと高速増殖炉の開発を進めておるところでございます。高速増殖炉の開発には、実験炉の「常陽」の建設と運転の経験を踏まえて、現在、原型炉になります出力二十八万キロワットの「もんじゅ」の建設をしております。当初の計画からいいますと、この「もんじゅ」の建設も立地問題等からおくられてしまつたわけでございしますが、今後この建設を急ぎまして、この成果をもとに、また国際的な高速増殖炉の開発の技術の動向等を十分踏まえつつ、次の実証炉の計画に取り組んでいきたいと思つておるわけでございます。

高速増殖炉の実用化時期につきましては、現行の長期計画では二〇一〇年ということになっておりますが、世界的な動向から言ひましても、この実用化時期についてはやや後送りになる傾向がございます。しかしながら、この基本戦略について通産省と私どもの間に何らの意思の疎通、何といひませんが、意見の相違があるわけでは全くございせん。現在、軽水炉が非常に順調に運転いたしておりますので、今の天然ウランの需給状況から見ましても、軽水炉でかなりな期間運転をやつて

いつて天然ウランの不足とかというふうな事態に

はならないのじゃないかということから、軽水炉の期間が長くなるということから、それは軽水炉をさらに一層技術の向上を図ろうじゃないかということで、次世代軽水炉開発というような構想を通産省が持っておられるわけでございます。

ただ、これは言葉が次世代軽水炉という言葉を使つたばかりに、非常に何か今の軽水炉とは異なつたものを開発する、したがつてその高速増殖炉と何か競合するような形の炉の開発を通産省は言ひ出したんじゃないか、こういうようなことも誤解を受けておられるわけですが、決してそんな變つた軽水炉じゃございませんで、現在の軽水炉の技術開発を一段と向上させる。経済性とか保守性とか、そういったものを一段と向上させるという性格のものでございまして、決して高速増殖炉と競合するというような性格のものではないわけでございます。そういう意味で、私もこの軽水炉の技術の向上を図ることについては全く通産省と同意見でございまして、この原子炉の開発の路線に私も通産省の間でいささかも意見の相違があるわけではございません。

○説明員(上村雅一君) 昭和五十七年六月に原子力委員会が決定されました原子力開発利用長期計画におきましても、軽水炉技術の向上につきましても電気事業者及び機器メーカーがその信頼性、経済性等の一層の向上に向けて断続的努力を続けることが望まれる。さらに民間が中心となつて一層の軽水炉技術の向上を図っていくことが期待されるということで、その軽水炉技術の一層の向上について基本方針が示されております。

通産省の総合エネルギー調査会におきましては、この原子力委員会の長計で示されました基本方針を受けまして、軽水炉の技術の改良につきましてその開発目標と開発課題の検討を行つてことし三月に報告書を取りまとめたものでございまして、したがつてFBR、ATRあるいはブルサマルといった長計に示されておりますものとは全く別個の軽水炉技術の一層の改善、改良の具体的な目標と課題の検討でございまして、整合性

といった点につきましては、原子力委員会が示された軽水炉技術の向上の基本方針を受けて具体的な検討を行っているものでございまして。

○山田勇君 続いて通産省にお尋ねをしておきます。

総合エネルギー調査会の計画についてであります。本計画は既存の軽水炉の開発、そして新型軽水炉の開発、また次世代軽水炉の開発という三段階を同時並行的に進め、その開発費の総額は二千三百億円というものであります。本計画を進める場合に、従来から進められてきておりましたATRの開発とのバランスについてはどのように考へておりますか。資金面、人材面でATRの開発に支障を来す結果にはならないでしょうか。これ御答弁いただきますと通産省結構でございまして。

○説明員(上村雅一君) 先生御指摘のとおり、三月にまとめた総合エネルギー調査会の報告書におきましては、その内容は、現在運転中あるいは建設中の、私も既存型軽水炉と名前をつけましたが、この技術の改良、改善努力を今後とも続けるという点と、それから現在開発の最終段階にありますが日本型軽水炉、新型軽水炉と呼んでおりますが、六十一年度末には開発が完了するものでございまして、この開発を速やかに完了させ、できるだけ早期にその初号機を導入するという点、それから第三点といたしましては次世代型軽水炉、これは先ほど原子力局長の御答弁にありましたように、私も名前をつけ方が余り適切でなかつたかなと考へておりますが、この考え方は、六十一年度で開発が終わります新型軽水炉の後を受けましてさらに一層の技術的改善、改良を行うというものであるとございまして。

この三つの所要資金、これにつきましては民間が主体で改善、改良努力がなされるものでございまして、この資金を合わせると合計二千三百億ほど試算されるということでございまして。これとATRの開発につきましては全く関係がないわけでございます。ATRにつきましてはその実

証の建設計画が既に昨年の五月に関係者間でまとめられておりまして、その中で資金計画につきましても決定されております。また、政府と民間の分担につきましても既に決定済みでございます。また、人材面におきましてもこの建設計画に合わせまして、建設、運転主体であります電源開発株式会社におきましても、またメーカー五社におきましても既に基本設計を固めておりまして、ATR実証炉の今後の開発につきましては、資金面、人材面でございますが支障がない段階に既に至つております。

○山田勇君 最後の質問でございますが、先ほど塩田委員の方からも質疑がありましたように、輸送する手段ですね、都道府県公安委員会に届けて、届け出を証明する文書の交付を受けました。今まで許可だったんですが、交付になりました。これ距離としては相当な距離を輸送するんですが、これは何でもないようですが、輸送方法、手段、警備、そういうことはこの法案が通過すれば僕は大変大きな問題になつてくると思うんですが、その辺、質疑通告してないんですが、知つて限りの限りで教えていただければ幸いです。知つて限りの限りで教えていただければ幸いです。知つて限りの限りで教えていただければ幸いです。

○山田勇君 続いて、日米原子力協定改定問題に關連して質問いたします。

まず科学技術庁にお尋ねをいたしますが、現行日米原子力協定は一九六八年七月十日に発効したものであります。米國は一九七八年、核不拡散法の制定に伴ひ同法実施のための日米原子力協定の改定が必要とされております。このため日米政府間で原子力協定の改定交渉が十数回にわたつて行われておるものと聞いておりますが、要求されております改定のポイント及び今までの交渉の状況はどうなつておるか、お尋ねをいたしておきます。

○國務大臣(河野洋平君) 日本とアメリカの原子力協定に關する協議は、アメリカの核燃料の再処理に關する問題を中心として日米間で、先生御指摘のとおり、昭和五十七年以来、今日まで十数回の協議が行われておるわけでございまして。これまでの協議の中でアメリカは、我が國の求めている再処理等の同意を見通しのいい形で与える、いわゆる包括同意方式の導入は認めるという方向に來ておりますが、そのかわりにアメリカの核不拡散法に基づく新たな規制権を日米原子力協定の中に追加するということを要求しているわけでございまして。

我が國としては、我が國として十分な利点を得ることを前提として協定改定にも応じるという立場で協議に臨んでいるわけでございまして、今後から見通し——二國間の協議でございまして、軽々に見通しを申し上げるのもどうかと思ひますが、

○政府委員(辻栄一君) 輸送の安全確保の観点でございまして、輸送の安全規制がどういふうに行われるかということについて御説明を申し上げさせていただきます。この法律の、先生御指摘の五十九条の二によりまして輸送が行われるわけでございまして、大きいところを申し上げますと、新燃料の輸送それから使用済み燃料の輸送、そして今度の廃棄物関係が具体化してまいります。これは廃棄物の輸送と、こういったようなものがこの規定の対象になるわけでございまして、それぞれ厳重な安全基準を設けてやつていくということでございます。この輸送につきましては、中に入れるものの放射能のレベルに應じまして安全基準はそれぞれ變つてくるわけでございまして、最も厳し

いものはやはり何といつても使用済み燃料の輸送でございます。

これにつきまして、これも低レベル廃棄物などの場合、一番放射能の弱いものでございますが、放射能のレベルに応じて、また運搬する核種に応じて基準が設けられているわけでございまして、この基準は、先ほどから申し上げておりますIAEA、国際原子力機関が勧告を出しておりますので、事細かに決めております。運搬する容器がどういふ基準でなければならないか、そしてそれについてのメンテナンスをどういふふうにするか、それらを決めておられるわけでございまして、これにつきましては、毎年、五年ごとに改定を行うという方針でこれまで何回かの改定が行われてきておりまして、私も、この法律のこの規定によりまして、国内の規制を行います政令あるいは総理府令等を大体IAEAの基準に沿って定めておられるわけでございます。

具体的な規制につきましては、輸送物といまして、容器と中に入っているものを含めた全体を輸送物といいますが、輸送物の確認につきましては基本的には科学技術庁の方でやります。これは、例えば使用済み燃料のようなもので、まだアクティブな使用済み燃料が入っているわけでございますから、こういったものについては専門家の意見も聞きながら安全評価をやつていくというようなやり方にしておられるわけでございます。

あと、実際の輸送につきましては、船を使う場合、自動車を使う場合、いろいろございしますが、それぞれの輸送の方法につきましてはこれは運輸省の方でいろいろ監督をいたします。自動車に乗せる場合の積みつけ方法とか、そういったような問題もやりますし、海上運搬をする場合には船舶輸送でございます。特にこれについては運輸省の方で、使用済み燃料の運搬船あるいは廃棄物の運搬船等につきましては特別の船の基準を定めておられるわけでございまして、これは例えば衝突である

とか火災であるとか、そういうことをいろいろ想定いたしまして、船の中に深く浸水しても沈没もしない、転覆もしないような装置をつける、あるいは放射線防護をするための特別な遮へい構造にするとかいったようないろいろな基準をつくりまして安全規制をやつておられるところでございます。

また、先ほど公安委員会への届け出という関係で、警察はこれにつきまして道路運送上の警備上の配慮ということなどからこれを届け出制にいたしまして、運ばれる物の経路であるとか日時であるとか、そういったようなことについて先生御指摘のような点も含めて配慮の上オーケーを出している、こういうやり方によりまして安全規制に万全を期する、こういう方法をとつておられるわけでございます。これは安全規制でございますので、先ほどの核物質防護とか、そういった問題については特別の法律はないのでございますが、この点につきましてもこの法律の運用のやり方によりまして、周辺の警備その他につきまして、特に一番問題になるのはブルトニウムの輸送の問題でございますが、こういったような問題につきましても十分配慮しながら運用していくというやり方で進んでおることでございます。

○委員長(馬場富君) 両案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

○委員長(馬場富君) この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(馬場富君) 御異議ないものと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(馬場富君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十八分散会

昭和六十一年六月三日印刷

昭和六十一年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K